

## 土屋寛信『琉球紀行 全』

### —沖縄県設置直後のコレラ感染と政治の記録

後田多 敦

#### はじめに

本稿では医師・土屋寛信（一八四一～一九〇七）が一八七九（明治十二）年八月末から十二月末まで沖縄を訪れた際の記録、『琉球紀行 全』（以下『琉球紀行』）を紹介する。<sup>(1)</sup>土屋は陸軍軍医を務めた後、開業医や長野県で病院長として働き、東京に戻った時期に置県直後の沖縄県へ内務省衛生局からコレラ対策のために派遣された。一八七九（明治十二）年のコレラ流行は日本史上最悪のもので、置県直後の沖縄でも県令鍋島直彬が罹患するなど感染が拡大していた。<sup>(2)</sup>『琉球紀行』には内務省の呼び出しから御用掛任命の経緯、道中と現地での行動や見聞、そして任を解かれるまでが記されている。

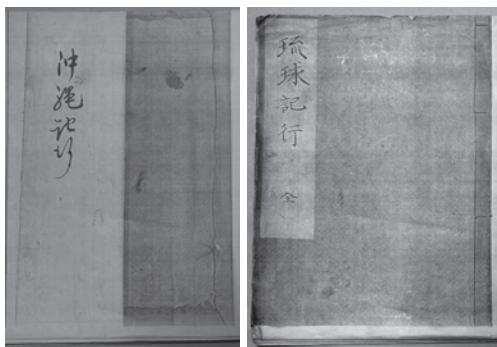
土屋が着任した八月末、沖縄におけるコレラ感染のピークは過ぎていたが、「琉球処分」に対する組織的抵抗

は依然として続いており沖縄社会は混乱していた。土屋は滞在中、宮古島や石垣島などの離島も訪れ、そこで旧琉球国の官員らが抵抗から服従へと転換する現場に立ち会っていた。この土屋の『琉球紀行』は、「琉球処分」による国家解体とコレラ蔓延に揺れる社会を医師の目で見た記録である。置県後の混乱、政治と医療、県の動きなどを伝える貴重な資料だといつていいだろう。

『琉球紀行』は、既に深瀬泰旦論文、また深瀬と真柳誠の共同論文、前田勇樹の論文に利用されている。<sup>(3)</sup>特に深瀬論文は『琉球紀行』の持つている価値を最初に見出し、紹介したものだ。ただ、深瀬論文は土屋の医学的な仕事に軸足が置かれている。また、前田は深瀬論文や『琉球紀行』を紹介しているが、内容には踏み込んでいない。そのため、置県後の政治と社会状況の記録という点からすれば、『琉球紀行』は十分に活用されてきたとはいえない。<sup>(4)</sup>

本稿は真柳誠氏（土屋寛信の曾孫）が保管する複製本（電子複製）を用いた。現在原本の所在は確認できず、未見である。真柳誠氏は、ほかにも土屋寛信関連資料数点を所蔵する（以下「土屋資料」）。土屋資料には、真柳誠氏の母親で寛信の孫・真柳康（一九一二—二〇一三）＝元女子学校の国文教師＝による『琉球紀行』の翻刻稿も含まれている。<sup>(5)</sup>真柳康の翻刻稿に加え、改めて翻刻紹介する意義があるのかと考えたが、資料の貴重性を鑑みて真柳誠氏の了解を得て真柳康の翻刻稿も参考にしつつ、筆者の責任で改めて翻刻した。

本稿では『琉球紀行』を翻刻紹介しながら、記録から浮かび上がる新しい事実などを踏まえて、置県直後の沖縄社会の様子を検討したい。



土屋寛信『琉球紀行』。写真右が表紙、左が中トビラ

複製本から判断すれば、「琉球紀行」原本は和装本である。表紙の題簽には「琉球記行 全」、封面には「沖縄記行」とある。版心に「沖縄県」と印刷されている十行罫紙を使用し、本文五十一丁。簡単な前書きと、日ごとの出来事を記した本文からなる。前書きには「拝命後日々筆記するものを淨書して、以て後事の備忘となす」として、「明治十二年十一月八日宮古島湾の船中」で記したとある。記述は「明治十二年八月十二日」から始まり、「明治十三年一月九日」で終えている。深瀬が指摘するように、十一月八日以後は順次書きつがれ、帰任直後に完成したのだろう。

土屋寛信の経歴などについては深瀬論文が紹介しているので、簡単にとどめたい。土屋は陸奥国二本松藩大目付原佐左衛門信実の次男として天保十二年（一八四一）に生まれた。藩侍医土屋寿仙の養子になり、藩校敬学館内の医学療で医学を学んだ。一八六九（明治二）年に藩侍医となり、藩医学校でも教育にあたった。一八七二（明治五）年三月陸軍軍医試補に任官し、翌七三（明治六）年に一等軍医副となる。一八七四（明治七）年四月に陸軍を免官となり、東京府下で開業した。土屋はその後、開業場所を

## 一 土屋寛信の沖縄出張と『琉球紀行』

移しながら、一八七六（明治九）年一月に再び東京で開業している。同年四月からは長野県の病院長などを務め、一八七八（明治十二）年四月には東京に戻っていた。

維新後、慶應医学校に入学し、米国医師から医学を学んだという。『新薬性功』の抄訳書もある。陸軍の「歩兵第一連隊」の人事記録に「軍医副・土屋寛信」の名前があり、一八七四（明治七）年四月八日に「会沢管所在勤被仰付」、六月二十一日に「第一大隊付被仰付」とある。また、海軍省六等出仕の提董真が明治十七年三月一四日付で、職場に出した診断書に「赤坂医赤坂新三丁目二十一番地 医師土屋寛信」とある。<sup>(6)</sup> その土屋に一八七九（明治十二）年八月十二日、内務省衛生局から沖縄行の声がかかる。急な話で翌日には出発すること。最終的に土屋は引き受けたが、トラブルで十三日の横浜発の東京丸に乗り遅れ、陸路で神戸へ向かった。そして、八月十八日に神戸港から沖縄行の船に乗った。鹿児島、奄美を経由し、那覇港には八月二十九日に到着している。

なぜ土屋が選ばれたのか、理由ははつきりしない。『原忠順日記』の七月二十六日に「県令本日ヨリ虎列刺病ニ罹り」とあり、沖縄県令の鍋島直彬が七月下旬にコレラに感染したことが確認できる。<sup>(7)</sup> 鍋島県令は一時危篤となつた。また、旧国王尚泰夫人（平良接司）は八月二十六日、コレラで亡くなっている。このようなコレラ感染拡大もあり、県も医師確保に動いていた。<sup>(8)</sup> この状況をみれば、土屋の派遣は鍋島県令の感染と無関係ではないだろう。興味深いのは、同行者が内務省一等属遠藤達だという点である。土屋が船に乗り遅れたため、二人は神戸で合流した。遠藤達は一八七九（明治十二）年三月、沖縄県設置や首里城接收など、いわゆる「琉球処分」最終段階で处分官松田道之に随行した一人（地位的には二番目）である。任務終了後、松田は内務卿伊藤博文に命じられ、関連資料を『琉球処分』（上巻、中巻、下巻）としてまとめたが、遠藤も同じく伊藤に命じられ、後藤敬

臣（内務二等属）と『琉球处分提綱』を編集した。<sup>(9)</sup>

首里城接收や沖縄県設置、旧国王連行などを直接見聞きした遠藤が同行していることからも、土屋派遣の重要性を読み取れる。遠藤は土屋と八月二十九日に那覇に到着すると、九月三日には那覇を離れて東京に戻った。とんぼがえりの理由は不明だが、鍋島県令が既に回復していたからだろうか。つまり、遠藤は県令死去に備えて派遣されたのではないか。それが理由なら、その理由は記録には残りにくい。土屋が選ばれたのは、県令の危篤という状況で、遠藤と親しく同郷（二本松藩出身）だったという要素もあつたのかもしれない。<sup>(10)</sup>

『琉球紀行』は神戸で乗船した船名を記しておらず、深瀬は東京丸としている。しかし、土屋らが神戸で乗船したのは黄龍丸だろう。東京丸は横浜を出て神戸、下関などを経由し上海に向かう航路で運航され、沖縄まで運行していない。もともと、東京丸の利用は神戸までで、神戸から先は黄龍丸に乗る予定だったのだろう。その黄龍丸に神戸から乗るための強行日程だった。土屋らは黄龍丸で神戸発、鹿児島経由で沖縄に向つた。<sup>(11)</sup> 船には、ほかに沖縄県四等属・伊藤忠雄も乗つていた（八月十八日、以下断りのない限り『琉球紀行』の記述日付）。

伊藤忠雄は置県以前から内務省出張所兼判事として勤務し、「处分」過程で琉球から接收した警察・司法権の行使を担当する一人だつた。<sup>(12)</sup> 伊藤がこの船に乗つていた理由はわからない。また、鹿児島から寺原（二等警部）のほか、鹿児島商人魚住源蔵や沖縄県が九州で集めた巡査十数名も乗船した（八月二十二日）。土屋は遠藤を介し、伊藤忠雄、川井（河井談？）、長野（範亮）、境野（大吉）、伊奈（訓）らと懇意になつてている（八月二十九日）。彼らは、置県前の内務省出張所から勤務していた。<sup>(13)</sup>

土屋は到着した翌日の三十日午前、県医局長脇屋端（陸軍軍医試補）の訪問を受け、午後は鍋島県令、原忠順

書記官と面談している。<sup>(14)</sup> 鍋島県令は既に回復していた。鍋島県令からは「衛生予防に関する諸件ハ脇屋氏と協議の上意見を陳述すへき旨依頼」された。原書記官は「近年に至りてハ官民隔絶の体にて万事意の如くなら」ないが、何とかしたいと話していた。

土屋は「処分」を担つた遠藤や伊藤と事前に交流しているので、沖縄県の情報は得ていたと考えていい。ちなみに鍋島県令や原書記官が着任したのは五月十八日である。

以下、沖縄着任後の土屋の行動を簡単に抜き出した。

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 8月29日 | 那覇港着、遠藤と県庁へ出頭                     |
| 30日   | 午前は脇屋、午後に県令らと面談                   |
| 31日   | コレラ予防で脇屋と協議                       |
| 9月1日  | 鍋島県令の招きで原書記官宅集会                   |
| 3日    | 遠藤が出帆（黄龍丸）。もともとは2日に出港予定           |
| 4日    | 特になし（5日も）                         |
| 7日    | 南苑で遊ぶ（伊藤、河井、脇屋、伊奈、長野、境野ほか）。首里城を見学 |
| 8日    | 医局出頭（9日も）                         |
| 11日   | 検疫局を西村学校に仮設。コレラ事務を統括              |
| 12日   | 検疫局（13日も）                         |

		14日	南苑で遊ぶ（伊藤、河井、境野、長野）
		15日	検疫局（16日も）
18日	那覇市中を清掃（21日まで）		
22日	県令より先島諸島巡回の依頼		
26日	大有丸で先島諸島巡回へ出発		
27日	慶良間に上陸。旧役人に辞令		
30日	宮古島に上陸		
10月1日	旧役員に説諭し辞令交付		
3日	八重山着		
4日	石垣島上陸		
5日	旧役人が数名拘束される		
7日	旧役人に説諭し辞令交付		
11日	在番の渡慶次ら西表島で逮捕		
15日	旧八重山在番渡慶次親雲上が入水		
20日	渡慶次の遺体見つかる		
22日	石垣島を出航、宮古島湾に入る		
24日	宮古島に上陸（波風の影響）		

11月15日 宮古島を出航（波風で長期滞在）

16日 久米島着

18日 久米島出発、那覇着。

12月15日 那覇港出発（帰任）

出発時の慌ただしさに比べれば、滞在中の行動には余裕がある。南苑での二回の遊興のほか、接収間もない首里城にも足を運んでいる。南苑は琉球国時代の王家の別邸で、中国から訪れる冊封使節歓待にも利用された施設だ。ただ、遊興者を見れば、感染リスクの少ない場所での保養が目的だったのかもしれない。土屋派遣の主目的

が鍋島県令危篤への対応なら、鍋島が既に回復していたことを考えると、到着後の遊興なども納得できる。

土屋自身は後年「同地ニ於テ、虎列刺猖獗ヲ極メタリト云フヲ以テ、派出ヲ命セラレタルコトナレトモ、余カ着島ノ頃ハ同病已ニ消滅ノ後チニシテ、本島ニハ同病患者一人モナク、甚々閑暇ナリシ。同九月下旬同県令鍋島直彬氏ノ委嘱ヲ受ケテ先島各島（久米、宮古、八重山、石垣）ヲ巡廻ス」と回想している。<sup>(15)</sup>しかし、コレヲは八月下旬の段階でまだ収束していない。回想の記述からすると、市中感染対策が土屋派遣の主目的でなかつた可能性が高い。

政治状況でいえば八月から十月までは、琉球側の抵抗が封じ込められて次の段階へ進む時期だが、土屋はその場に立ち会っている。九月二十二日に鍋島県令の依頼を受け、二十六日に出発した先島諸島巡回もその一つだ。巡廻吏員らは慶良間や宮古島、石垣島を巡廻し、旧琉球国の役人らを服従させ新制沖縄県の役人としての辞令書

を交付した。土屋はその巡回に同行し、現地でコレラ感染対策を説諭している。帰路は天候が荒れ、宮古島を離れられず長期日程となつた。

## 二 置県前後の政治状況

置県前後の沖縄の政治状況を概観しておきたい。日本政府が十九世紀末、琉球国を併合する過程は一般に「琉球処分」と呼ばれている。日本政府は一八七二（明治五）年、まず琉球国王を琉球藩主に封じた。そして、一八七五（明治八）年に琉清関係断絶命令を出した。さらに一八七六（明治九）年には琉球の警察・司法権を接收し、その権限を内務省出張所が行使するようになった。これに対し琉球側は清國へ密使を派遣したほか、警察・司法権の行使を続けたため、日本政府は一八七九（明治十二）年三月、处分官松田道之を派遣し琉球の王権を篡奪、王城を接收し沖縄県を置いた。<sup>(16)</sup>

沖縄県設置過程について簡単に整理しておきたい。

まず、沖縄県が具体的に動き出したのは一八七九（明治十二）年三月二十七日である。处分官として「处分」の現場を指揮したのは内務大書記官の松田道之で、松田への出張辞令は三月十一日付。同日には内務省出張所所長木梨精一郎にも沖縄県令心得の辞令が出ている。<sup>(17)</sup>

松田一行（遠藤達も随行）は三月二十五日に那覇港に到着した直後から準備を進め、二十六日には随行の内務省出張所在勤者三十人余に沖縄県御用掛の兼務を命じた。松田は二十七日、首里城で「廢藩置県」を伝え、首里

城明け渡しなどを命じた。松田と県令心得木梨は連名で同二十七日、「旧琉球藩下ノ一般人民ニ告諭ス」を出して一般にも「廢藩置県」を伝えている。さらに、木梨県令心得は同二十七日、内務省出張所内に処分官出張所と沖縄県庁仮庁を設置したことを布達している。

旧国王尚泰は三月二十九日、首里城を退城した。日本政府が沖縄県設置を対外的に告知したのは四月四日である。県令鍋島直彬の着任は五月十八日。旧国王尚泰が東京へ向け那覇港を離れたのは、五月二十七日である。松田道之らは六月十三日、任務を終え沖縄を離れた。この時期の県令心得としての木梨の存在は軽視されがちだが、新設沖縄県の初代トップは木梨である。そして、沖縄県は三月二十七日段階で既に動き出していた。県令心得木梨には始まる沖縄県、これが明治期の県庁 자체の認識でもある。<sup>(18)</sup>

一方、琉球側は「処分」を諾々と受け入れたわけではない。置県後も抵抗は続いた。旧琉球国官員らは抵抗を誓う「盟約書」(「仰日記」と呼ばれた)を作成し、中城御殿(旧世子屋敷)などを拠点に組織的に抵抗、置県後も収税も行っていた。この「盟約」については土屋も記録している(九月二十三日など)。また、清国に滞在する琉球人に対して現状を伝えるための使者を派遣し、逆に福州からは亀山親雲上が六月二十二日、情報を持つて帰国した。帰国した亀山は直ちに拘束され、まもなく死去した。<sup>(19)</sup>

新設沖縄県の職員は県令心得の木梨以下、松田が伴ってきた内務省出張所兼務の三十二人、また県令鍋島着任の五月十八日以降は、鍋島が伴ってきた三十二人らも加わった(松田は軋轢を除くため、在勤兼務の十五人を帰京させた)<sup>(20)</sup>。県庁は旧王府や地方の旧吏員をそのまま任用しようしたが、彼らは協力を拒否した。

鍋島県令の側近だった原忠順の伝記は「陰に我か王を拘禁するものとなし、益す大和政府の暴虐を鳴して止ま

す。然れども進んて之を干戈に訴へんか、勝算あるべからず退て之を座視せんか、忍ぶ能はざるものなり、是に於て一方密使を送りて、之を清国政府に訴へ、切に救援を乞ひ、且新聞紙を利用して、大和政府の暴虐を世界に伝播せしむるの計画を講し、一方全島を挙げて、誓書を締し、盟て大和政府の命を奉せざることを密定せり」と、琉球側の抵抗の様子を書いている。<sup>(2)</sup> 武力を持たない琉球側は、互いに抵抗を約して日本の世論や国際社会に訴えることで対抗しようとしていた。

琉球側の抵抗の様子などを以下に一部抜き出した。

- |       |   |
|-------|---|
| 3月11日 | 木梨精一郎に県令心得辞令  |
| 27日   | 沖縄県仮庁開設   |
| 5月18日 | 県令の鍋島直彬着任   |
| 27日   | 旧国王尚泰沖縄を離れる   |
| 6月22日 | 亀山親雲上が清国・福州から戻る   |
| 22日   | 亀山親雲上拘束される。後日死去   |
| 7月22日 | 宮古島で下地仁屋殺害（サンシー事件）  |
| 31日   | 八重山の納貢船が那覇着   |
| 8月18日 | 県が物奉行安室親方、同吟味役津波古親方に拘束。首里で与那城親方ら十数名拘束。各地の吏員を拘束およそ百余人（二十八日までの間に） |

- 8月20日 旧三司官浦添以下に辞令交付。彼ら固辞
- 21日 宮古旧在番筆者真栄平里之子親雲上自殺
- 22日 県が各地に密偵を送る
- 23日 伊江親雲上が拘束される
- 27日 宮古島からサンシー事件の巨魁十人引き連れ大有丸戻る。警察七十人。うちの一人・藤田正二郎がコレラに感染していた
- 29日 \* 土屋医師那覇着
- 9月1日 県が主な場所を搜索、首謀者らを拘束
- 3日 各間切で主な旧役人を拘束
- 7日 島尻地方で辞令書交付。拒否者は拘束。十五間切で処置
- 11日 旧三司官らの指導で琉球側集会。県が按司親方ら数名を拘束
- 13日 県が旧三司官・浦添朝昭を拘束
- 23日 浦添朝昭、富川盛奎ら辞令受け入れ
- 24日 浦添朝昭、富川盛奎ら県庁に出仕
- 29日 \* 久米島で旧役人に辞令交付
- 10月1日 \* 宮古島で旧役人に辞令交付
- 7日 \* 石垣島で旧役人に辞令交付

5日 鍋島県令が上京（病回復）

20日 \*八重山在番渡慶次の遺体見つかる

22日 北京で国頭親雲上（毛精長）らが北京の総理衙門へ要請

11月3日 県が天長節を開催。浦添、富川も参加

沖縄県は旧王府官員が独自に税を徴収したことを知ると、八月十八日に旧物奉行・安室親方（朝蕃）を拘束<sup>(22)</sup>した。その後、抵抗運動に対し、県は強硬な手段をとるようになる。県は八月二十日、旧三司官（王府最高幹部）の浦添朝昭（中国名・向居謙）と富川盛奎（中国名・毛鳳來）、その他の旧王府幹部に県庁勤務の辞令を出すが、彼らは固辞した。そのうちの一人・伊江親雲上（朝重）は「旧藩吏は勿論廃藩処分に不服なり、抑も琉球國は、独立國なり、大和政府か、妄りに廢藩等の処分をなすべきものにあらず」と答えたため、八月二十三日には拘束された<sup>(23)</sup>。

浦添朝昭も九月十三日に拘束された。浦添は旧国王が不在の置県後の沖縄で実質的なリーダーだった。浦添の拘束を境に旧王府幹部らは直接的な抵抗をやめ、九月二十三日には県の辞令を受け入れ、二十四日からは県庁に出仕した。コレラから回復した鍋島県令が十月五日に上京し、沖縄県が開催した十一月三日の天長節の催しには、浦添や富川盛奎など、旧王府幹部も出席している。天長節は旧幹部らの服従を対外的に見せつける機会でもあつた<sup>(24)</sup>。

琉球側の組織的抵抗は、置県前の琉清断絶命令（明治八年）への抵抗と警察・司法権接收命令（明治九年）の

事実上の拒否、置県後の非協力と「盟約書」などによる結束と抵抗、そして税の徵収継続などとなつた。これが浦添の拘束で表面上は終息した。しかし、それは別の抵抗の形態である面従腹背の始まりでもあつた。清国に滞在していた幸地朝常（中国名・向徳宏）らは、福州や天津、北京を拠点とし、清国政府へ琉球救援を訴える運動を開いていく。そこに沖縄から多くの亡命者が加わつた。一時県顧問に就任した富川は一八八二（明治十五）年、密かに清国に渡つて清国グループに合流し、清国で救国運動を開いた。<sup>(25)</sup>

この置県後の混乱のなかで、沖縄でもコレラが二百日以上も蔓延していた。県の最初の仕事は、旧琉球国官員らの抵抗を抑え込んで従わせて、辞令書を受け取らせて働かせることと、そしてコレラ感染拡大を防ぐことだった。県はコレラ対策を利用し統治の実効性を高め、住民の生活の場に入り込んだのである。

### 三 置県直後の沖縄とコレラ

琉球国時代にコレラ感染が広がった記録はない。一八七九（明治十二）年が最初である。コレラは十八世紀末にインド方面を発祥として、十九世紀初頭には世界的な伝染病となつた。日本では一八二三（文政五）年、長崎で始まりその後西日本に拡大し流行した。明治に入ると、たびたび流行し明治前半でも「明治十から十二年、十四・十五年、十八・十九年」などに流行した。沖縄に持ち込まれた「明治十二年コレラ」は、三月十四日に愛媛県で確認されると、一気に全国に拡大した。『明治十二年 虎列刺病流行紀事』によれば、同年の全国患者総数は一六万二千六百三十七人、死亡者数は十万五千七百八十六人である。<sup>(26)</sup> 日本政府は「虎列刺病予防仮規則」（太

政官布告第二十三号）などを六月二十七日に公布し、予防に努めていた。

一八七九（明治十二）年三月の沖縄県設置の際には、内務官僚や巡査（百五十人余）や熊本鎮台分遣隊の兵士（およそ四百人）のほか、新しい県官吏、商人など多数の人々が琉球・沖縄にやってきた。政治的な混乱のなかで多くの人が入り込み、コレラも持ち込まれたのである。『明治十三年度沖縄県統計』によれば、そのころの沖縄の人口は三十三万八千百六十四人である。<sup>(27)</sup>

史家で沖縄図書館長も務めた真境名安興によれば、沖縄でのコレラは一八七九（明治十二）年五、六月ごろ名護間切宮里村で発生し周辺に広がり、那覇近隣では七月十一日に小禄間切儀間村で現れた。<sup>(28)</sup> 初発より三日間で七十二人、一週間で三百九十五人、次週には七百六十三人の患者が発生した。最盛期には一週間に九百七十六人の感染者がでた。八月十二日をピークに十一月末に衰退の兆しとなつたが、収束したのは十二月二十五日だった。発生日数は二十三四日、患者数は一万一千二百六人、死者は六千四百一十二人だったという。感染が最も拡大した八月十二日は、『琉球記行』が筆を起こした日で、土屋に内務省から声がかかつた日である。

「琉球処分」のため派遣された巡査・岡規の日記『琉球出張日誌』にも、コレラ関連の記述がある。<sup>(29)</sup> 鹿児島県イチフリ村で「虎烈羅漏示之症ニ罹リ先月六日一名死亡ニ付、予防方法取締致居候ヘども自然蔓延難斗候ニ付御通知候也」と、沖縄の巡査に鹿児島県でのコロナ感染患者出現が伝えられ、注意喚起がなされていた。

鍋島県令関係の記録には七月十九日の項で、コレラが小禄間切儀間村から那覇久米村へも広まり、警視出張所や医局で予防対策を協議したとある。<sup>(30)</sup> 『琉球出張日誌』が県内のコレラ発生について最初に触れたのは七月二十二日。七月月十五日ころ島尻郡小禄間切之内垣之鼻（垣花）村でコレラ患者が発生し、感染者が十一人、死亡者

が七人で、さらに本症の者一人、類似症の者一人とし「頗ル激烈之趣」と表現している。垣花村以外にも那覇泉崎村周辺でも類似の症状の者がいた。

新聞報道は、琉球側の「処分」への抵抗とコロナ感染拡大とを結び付け、犠牲者が多くなると「如何なる乱を惹起するやも知べからざらん」と注意を喚起する。

「悪疫海を越え遂に沖縄県へ襲ひ入り、去月十六日頃より那覇村西村儀間村等に流行すれども、土人ハ未だ曾て遇ハざる病症なれば、予防の仕方ハ素より知る筈ハなく、且元来不潔極りたる地なれば、病勢猛烈にして一時に四方へ蔓延し甚しきハ、一家の内にて二日に五人も病死せし者あり。依て俄かに各官員を諸方へ派出し、厳重に予防法を尽され避病院をも設けて、専はら撲滅中なる由。我々ハ此報を得て、偏ヘに恐る左なきも不平を訴へて県令に服せざる人民なるに、斯る無慙の毒疫に斃る、多さに至らバ、遂ひに如何なる乱を惹起するやも知べからざらんことを之れが県官たる者宜ろしく用心あらまほし」<sup>(31)</sup>

「……今日に至り凡そ千五六百人の死亡ありしといへども、頑民ハ固より予防の術を弁へず且ハ県庁の命令を陰に忌避る等の情況なれば、消毒予防の法も県民に効を与ふるに由なく、唯本邦人の自ら身を衛るに過ざる状況なり。此頃内務省より県治上の得失に付、監督官を派遣されたれバ政治の施政の県内に行届くに至るも蓋遠きにあらざるべし」<sup>(32)</sup>。「監督官」が誰を指しているのか、明確ではないが「監督官を派遣されたれバ政治の施政の県内に行届くに至るも蓋遠きにあらざるべし」との表現を見ると、コロナ対策を通して政治的混乱を抑えると理解されていた。

「内務省衛生局の官員が予防薬を以て昼夜兼行にて大阪へ向けて出立」との報道もあり、これは土屋寛信のこ

とだろう。<sup>(33)</sup> 沖縄県ではコレラ避病院を「那覇港の内人家の離れたる場所を見立てて新築」するとされている。<sup>(34)</sup>

『琉球出張日誌』によれば、宮古島から八月二十七日に戻った大有丸の乗船者に患者がいて、避病院に送られたという。大有丸は宮古島で起きたサンシー事件の「巨魁十名ヲ得テ」連行していた。サンシー事件は、日本政府に協力した下地仁屋利社が七月二十二日、群衆に殺された事件である。<sup>(35)</sup> 下地仁屋は、日本政府への抵抗を約した「盟約」に反したため殺害された。園田安賢二等警視補は警部三人とともに八月二日に那覇を発ち、三日に宮古島着。園田らの取調べを受けていた宮古旧在番筆者の真榮平里之子親雲上が、八月二十一日には自殺した。園田らが事件の首謀者とされた宮古島幹部ら十人を拘束して那覇に戻ったのが八月二十七日だつた。<sup>(36)</sup> 土屋らが那覇に到着したのは、二日後の八月二十九日である。

宮古島の史家・慶世村恒任は、宮古島でのコレラ感染拡大を以下のように書いている。「此の事件の引続きに大有丸で運び込まれたコレラ病は、折柄の夏の時候に猛威をふるつて島内各地に蔓延し、衛生思想の發達しない当時はこれを病魔の所為となして畏怖するのみで隔離等もせず、猶お其施設等もなかりし為め、数百の生靈は奪ひ去られた。この年は己卯の干支に當つてゐたので世にこれを卯年風疫（うめてぶき）といふ」<sup>(37)</sup>

#### 四 コロナ対策と服従と辞令書交付

沖縄に到着した土屋寛信は八月三十一日、医局に出頭してコレラ予防策を脇屋端と協議した。土屋は「官民不通の姿にて、地方人にハ施行すへき道なし。医局ハ（薬局も附属す）県庁の近傍にあり。仮局なれハ体裁ハ整ハ

されとも、薬品ハ充分にて差支なきか如し。器械等も先つ足れり。恨らくハ医員に乏し。治を乞ふものハ多く内地人なり。虎列刺病流行前ハ土人も診を請ひたれども近頃ハ治を受くる減ゼリ」と記述している。

薬品は十分にあり機器も足りてゐるが、治療を受ける「土人」が少ない。理由は「官民不通の姿にて地方人にハ施行すへき道なし」だとする。簡単に言えば、琉球側の抵抗が続き、県庁が機能していない状況だということだろう。原忠順も「官民不通」であることを土屋に説明していた。

土屋は九月十八日から、具体的にコロナ対策に動き出した。

那覇市中の溝渠、屠場、市場等の掃除に着手し、且医員巡回同行にて毎戸虎列刺病の有無を問へ、若し宅区内に不潔の場所あれハ丁寧に説諭して掃除せしむ。余も亦た係り警部と共に市中を巡覽し、溝渠の開通掃除の手段等に専ら注意せり。（九月十八日）

土屋らは、医師と巡回に那覇市中戸別訪問させコレラ感染を問い合わせ、必要があれば説諭し掃除をさせた。土屋自身も、警部を伴つて市中を回つてゐる。このような個別訪問を十八日以降、二十一日まで行つてゐる。コレラ対策は新県庁のいわば最初の仕事の一つだった。その仕事を土屋らが担つたことになる。

県庁は、琉球側の組織的抵抗が続く中で八月二十二日以降、各間切へ密偵を送り情報を集めていた。そして、その密偵を九月一日までに帰任させ、九月三日から主な地域を選び警察官を派遣し、抵抗の首謀者ら四、五名を拘束して「盟約書」を回収してゐる。県庁は九月七日に県官に警吏を伴わせて島尻地方へ派遣し、地方役人に辞

令書を交付した。服従しない者は拘束するなどし、十五日までに十五間切の旧役人らを服従させていた。<sup>(38)</sup>

土屋が同行したかははつきりしないが、『琉球紀行』の九月六日に「島尻地方へ人民説諭且流行病探索の為め属官数名医員式名出張す」とある。旧三司官の浦添朝昭らが、県の辞令を受け取り出発したのは九月二十四日である。土屋らが医師と巡査の組み合わせで、コレラ対策として那覇市中を戸別訪問している時期とほぼ重なっている。

戸別訪問の目的がコレラ対策だとしても、巡査らが戸別訪問で得る情報はコレラ関連だけではない。また、訪問された側もコレラ対策だけだとは受け止めなかつただろう。琉球側の組織的抵抗が続く中、コレラ対策として沖縄県の医師と巡査による那覇の各戸巡回が行われた。これは形を変えた那覇住民の動向調査という意味ももつていたといつてもいいだろう。

その後の離島・先島（久米島、宮古、石垣島など）では、政治とコレラ対策がより直接的に結びついていた。

土屋は滞在中、先島などの旧役人らを服従させる仕事の一部に参加している。土屋は九月二十二日に先島諸島巡回の依頼を受け、二十六日に出発した。「慶良摩、久米、宮古、八重山諸島へも、属官二名、医員一名、裁判係二名、及旧藩吏二名を派」したとある。<sup>(39)</sup>

『琉球紀行』（九月二十六日）によれば、派遣されたのは「崎島諸島巡回の命を受けし県官各島の番所詰并に交代の警部巡查及び其他」として「広瀬鋼次郎、坂本学行、斎藤利右衛門、武島忠之（巡回官六等属以下）、宜野山里之子親雲上、真栄里筑登之親雲上（巡回御用掛り）石井忠躬、岡部養造（宮古島番所詰）秋永鄰泉（八重山番所詰医師）警部、巡查某々」とある。土屋もこれに加わった。

先島諸島巡廻一行は九月二十七日、慶良間湾に上陸した。土屋は「感冒の為めに上陸する能はず」として、上陸していない。慶良間諸島の渡嘉敷島でコレラによつて七、八月ごろに十四、五人死亡していたという。

土屋らは二十八日に久米島に到着した。翌二十九日には「各間切の旧役員（土人）を召喚し当所番所詰壱名巡回官壱名にて、謹て新政府の命令を遵奉し心得違なき様注意すへき旨を諭達し旧役名通りの辞令書を与へたり。余ハ虎列刺病流行につき特別の訳を以て大政府より出張を命ぜられたる趣旨を述べ、流行病の模様を訊問せしに当地にハ流行せし模様なし。然れども猶精密に調査して申出べき旨を諭告」したという。辞令書交付という形で、県に対し恭順を表明させる行為とコレラ対策が同時に行われた。

先島諸島巡廻一行は三十日、宮古島に到着した。宮古島ではサンシー事件鎮圧の際にコレラが持ち込まれたが、「八月下旬以降流行病に罹りたるものなし」（八月三十日）という。先島諸島巡回官員は十月一日、宮古島の旧役人らに辞令書を交付した。「旧役員（土人）数名に厚く説諭を加へ、辞令書を与ふること久米島と一般なり。余も亦大政府の厚旨を告げ又虎列刺病ハ猛悪恐るべき病なる為に深く意を注ぎ予防せんハあるへからざる所以を説諭」。置県を認めず直前まで激しく抵抗していた宮古島の旧役人も、この時は辞令書を受け取った。

鍋島関係文書のなかに、日本政府への抵抗を約した「仰日記」の写しが数点存在している。『琉球紀行』に「盟約」として登場するものだ。県庁は宮古島で「仰日記」三十一通を回収していた。鍋島関係文書には、宮古島のものと考えられる「仰日記」の写しもある。そして、鍋島関係文書にはこの外に、大政府（日本政府）への恭順を誓う文書が「各間切各村請書写」としてある。興味深いことに、この「御請書」の日付は十月一日<sup>40)</sup>だ。

御請書

過般廢藩ノ際ニ当リ、大ニ不良心ヲ生シ、新県ノ命令ニ不隨ノミナラス、徒党數箇ノ誓約ヲ構結シ、政府ニ  
背反仕候儀何共恐懼有余ノ至リ、実ニ醉生焚死ノ心ヲ以テ、如斯ニ立至リ、今更悔悟仕候就テハ夫々嚴罰ヲ  
蒙リ奉ル可キノ処、政府寛大特別ノ仁慈ヲ垂レ、如斯ノ重罪如斯大科ヲ法ニ準セス、律ニ問ハス、一統御赦  
免ニ相成候段一同感泣至極奉存候、依テハ各自憤發一層旧來ノ惡弊ヲ洗除シ愈益大政府ヘ報義謝恩ノ為メ旦  
前非悔悟ノ赤心ヲ顯シ可奉為メ将来如何ル命令ヲモ違背仕間敷依之謹而御請書如斯候以上

明治一二年十月一日

沖縄県何村

何之誰印

連名

恭順の証としての「御請書」は各地で提出されたようだが、十月一日は土屋ら先島諸島巡廻一行が宮古島で  
「数名に厚く説諭を加へ辞令書を与」えた日である。鍋島関係文書の「御請書」の写しは、日付から考えると宮  
古島のものである可能性が高い。

先島諸島巡廻一行は、宮古島を十月三日に離れ、その夜に八重山・石垣島の港に着き、翌四日に上陸した。八  
重山ではコレラ感染はなかった。この一行以前、石垣島にも新沖縄県の役人・巡查らが既に派遣されていた。そ  
して、八重山在番・渡慶次親雲上（朝康）に対して四月二十一日付で、在番の再任を申しつけたほか、以下の役

人も同様としていた。ただ、この時に応答した武元親雲上は「右のとおりには受けられない」と辞退していた。<sup>(4)</sup>

在番は八重山における王府派遣役人のトップである。この時期、八重山に王府から派遣されていた役人は、在番が渡慶次親雲上、検見役が仲吉親雲上、同相附武元親雲上、在番筆者・真栄田筑登之親雲上、同・岸本筑登之親雲上、詰医者が吉里筑登之親雲上である。地元役人のトップは「頭」で大浜親雲上、石垣親雲上、宮良親雲上の三人だつた。<sup>(42)</sup> 八重山では在番の渡慶次親雲上が最後まで「御請」を拒否していたことが確認できる。

石垣島に到着した先島諸島巡回吏員は、五日には辞令書を交付する予定だつた。しかし、八重山旧役人には、この段階でも「御請」を拒否する者がいた。「旧役員に辞令書を与ふる手筈なり也<sup>ママ</sup>、然るに政府に対し不都の者數名警察所拘引せられ為めに此事を果さず」という。そのため辞令書交付は七日に先送りされた。土屋は七日の辞令書交付の様子を「拘引のものを残し（追々放免残りし者ハ僅か一二名なり）旧役之二十八名え辞令書を与ふること總て前顯の各島に於けるガ如し。諸員辞令書を得て頗る喜色あり。余も各島同様の告諭をな（す）」と書いている。

辞令書の交付後は、淡々と事務引継ぎなどが行われたようだ。土屋は「巡回官吏と共に貢納物流罪人等の調査を始め頗る雜沓なり（八日）」「両日とも諸役員集合し雜沓甚たし。流行病（虎列刺）の模様を精細に探索したれとも老人も患へし者なし（九・十日）」などと書いている。そして、十一日には「巡回官吏の御用向も畧成功の様子なり。余当所に虎列刺病の流行なきか故に連日閑暇なれとも出遊の場所もなく唯出帆の早きを切望するのみ。然れども遠からず出帆の模様にて本艦へ貢米の積入れを始めたり」となつた。

一方で、この十一日は、西表島へ逃れて抵抗を続けていた旧在番慶次親雲上らが逮捕された日でもあつた。

「曾て西表へ脱走せし旧藩の在番役数名を警察所え拘引す」（十一日）とあり、渡慶次らは十一日に捕縛された。逮捕後の渡慶次は土屋らの乗る大有丸で那覇へ連行される予定だったが、出航前の十五日、海に飛び込んだ。渡慶次の遺体は二十日午後、石垣島の隣島・竹富島の岸で見つかり、遺体は在番役の墓所に葬られた。

土屋によれば、渡慶次は「置県免官の際種々の云々を唱ひ那覇に帰航せず西表に潜伏し人民を煽動せしを以て近日捕縛し警察所にて糾問の末那覇へ送り戻す事となり」（十月十五日）という。渡慶次朝康の入水死の様子は、子孫に伝承されていたものとほぼ重なる。<sup>(43)</sup>それでも、これまでには詳細が明らかでなかった八重山における在番の「処分」への対峙の姿を、土屋は記録していた。

土屋らは二十二日に石垣島を離れ、宮古島経由で那覇へ向かった。宮古島に上陸したのは二十四日。宮古島は「旧役員等改任の辞令書ハ受けたれども彼等眞實に新政府の為に勉強するや否や」という状態で、「今一応説諭を加へ真心より新政令に服従」するのかどうかを確認する必要があった。土屋は「誠にはや御念の入りたるに候。此様子にてハ宮古全島の御支配は如何有るへきや」（二十六日）という感想を書き込んでいる。土屋が見たのはサンシー事件鎮圧後の「面従腹背」の様子だろう。さらに、宮古島に派遣された県官吏らもコレラの調査なども十分行わず、土屋は不満を書き残している。一行は悪天候のためなかなか宮古島を離れられず、結局那覇港に着いたのは十一月十八日だった。

土屋が沖縄を離れたのは十二月十五日。この時、帰りの船では脇屋端も一緒だった（十一日、「種々の事情ありて脇屋氏帰省の事に決す」とある）。伊藤が十三日に送別の宴を開き、「脇屋、伊奈、川井、境野、長野等」が集合した。土屋らは十五日、黄龍丸で沖縄を離れて奄美、鹿児島を経由して神戸へ。神戸で社寮丸に乗り換え二

十六日に横浜についた。土屋は横浜で一泊して東京に戻り、二十七日に自宅に帰る前に遠藤達と会い、内務省衛生局長の長与専斎を訪ね帰任報告をした。土屋はその後、脇屋端を伴つて長与（風邪で面会できません）と遠藤達を訪ねている。

内務省への正式な報告は翌年一月六日である。「午前第十時出省。帰京届復命書及び他の必要なる書類を衛生局に呈す」とある。そして、九日「御用係りを免せら」れた。

### おわりに

「琉球処分」で琉球国は滅亡し、一八七九（明治十二）年に沖縄県として日本に編入された。置県後も琉球側の抵抗が続く中でコレラ感染が拡大し、人口およそ三十三万人余程度の沖縄で、この年のコレラで六千人を超える人々が亡くなつた。政治と感染症による社会的危機が同時に起きていた。コレラは、「琉球処分」に関連した人々が移動するなかでもたらされた。「琉球処分」は国家の解体だけでなく、コレラによる死者も生み出したのである。

コレラは社会の中心部分も襲つていた。県令鍋島や尚泰夫人が感染し、鍋島県令は回復したが尚泰夫人は死去した。新設沖縄県の初期の重大な仕事の一つは、琉球側の抵抗を抑えて統治を引き継ぐほか、旧琉球国官員を沖縄県役人として活用することであった。しかし、ことは容易に進まなかつた。その中でコレラ対策として、那霸市中では新しい統治者側の医師と巡査の戸別訪問がなされ、監視の目が住民の暮らしの場まで入り込んでいった。

コロナ対策は結果的に新しい権力者の存在と意思を住民に届ける役割を担つたのである。

土屋も参加した県官吏らによる先島諸島巡回の様子は、新県政の最初の仕事内容を具体的に示している。そこでは、新政府の命令を遵奉すべきことを命じ、服従の確認と辞令書の交付がなされ、新任役人の着任や再任などとコレラ対策指導が同時に進行した。抵抗や不服従には逮捕などの処罰が待つていた。八重山における王府派遣吏員のトップ渡慶次親雲上の拘束と自死は、武器を持たない者による抵抗の結末である。彼の死の背後には、清国から戻った旧王府評定所筆者亀山親雲上の拘束と拷問、旧宮古在番筆者の真栄平里之子親雲上の獄中での自死も存在している。

渡慶次親雲上入水事件は、八重山における抵抗の形が変わる分岐点でもあった。また、土屋の耳目には届かなかつたが、浦添朝昭の拘束も滞在中だった。土屋の眼前と周辺で、琉球の抵抗とそれに対する諜報活動と弾圧、コレラ対策が同時に進んでいた。そして、その過程で新しい沖縄県の統治が浸透していった。

「琉球処分」に対する琉球の組織的抵抗と、置県直後のコレラ蔓延という二つは、個別にはよく知られた史実である。しかし、この二つの要素を重ね合わせてみると、社会状況は異なった姿を現す。コレラ蔓延下の抵抗と弾圧、あるいは抵抗と弾圧が進むなかでのコレラ感染拡大。そこで、国家滅亡による政治主体の転換と、医療や衛生の担い手の変更が相互に関連しながら進行していく。コレラ蔓延の危機も琉球国併合に利用されたのである。さらに言えば、「琉球処分」を行つた明治日本自身もまた、海外から流入する伝染病に悩まされていた。日本社会においても、コレラ対策は統治が整備されていく過程でもあつた。<sup>(4)</sup>

土屋の『琉球紀行』は、沖縄県設置後の政治とコレラ蔓延が作り出した状況が、強く絡み合っていたことを具

体的に示す貴重な記録である。「琉球処分」による社会的転換の意味を理解する上で、医師の残した具体的な記録が持つている価値の重要性を改めて指摘しておきたい。

## 資料紹介

### 〔凡例〕

- 一 底本には真柳誠氏蔵の『琉球紀行全』（複製本）を用いた。真柳康の翻刻稿も参考とした。翻刻は神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科の二〇二〇年度後田多演習で取り組み、余瑋、菅原佑香、馬程浩、上田由美（以上後期課程）、伊良波賢弥（前期課程）、朱勃瑀（前期課程修了後研究生）が参加した。歴史民俗資料学研究科の関口博巨先生にも助言をいただいた。最終的には後田多の判断で翻刻した。
- 一 複製後に書き加えられたと思われる文字などは、翻刻していない。
- 一 漢字は原則として新字体、現行の印刷字体に直した。変体仮名や合字などはひらがなに改めた。カタカナはそのままとした。
- 一 半濁点 濁点やなどはそのままとした。
- 一 句点と句読点を付し、原文で数か所付されていた句点はピリオードを使い区別した。
- 一 判読できなかつた箇所は□で表記した。
- 一 空白は（　）で示した。欠字などはママを付した。
- 一 地名・人名などで誤記や現在の一般的な表記と異なる場合もそのままとした。
- 一 「番所」「番處」など用字が混在している場合もそのままとした。
- 一 割注には（　）をつけた。割注中の割注は（　）の中に入れた。
- 一 改行など底本の体裁は基本的にそのままとした。

## 沖縄記行

明治十二年八月十三日、内務省御用掛沖縄県派出の命を受く。是蓋し同県下に於て虎列刺病流行の徵あるを以てなり。余が此の行の困難を極めたるハ、戊辰騒擾の際と殆ど一般なるもの少なしとせず。當時の困難に比すればハ、心中に不快を懷ガさるを異なりとなすのみ。依て今拝命後日々筆記するものを淨書して、以て後事の備忘となすと云尔。

明治十二年十一月八日宮古島湾船中に於てひろの無しるし。

八月十二日晴 午後二時所用ありて金沢氏を訪ふ。時に内務省属官武昌吉氏來りて余に面談を乞ふ。同氏、石黒、柴田両君よりの書翰を齎らして曰く。書中の件に承諾あらんことを乞ふと。余披て之を見るに内務卿より琉球行を命せんとするの内意を通するの書なり。依て出発の時日を武氏に問ふ。曰フ明十三日午後六時出帆の東京丸にて出發せしむべき手筈なりと。実に其至急なるに驚愕せり。加之春来荘妻病あり。数人の児女を委托して遠行するに忍ひす。斷然辞せんと欲すれハ、石、柴二君の意に背かさるを得ず。応答甚だ困めり。依て之れを金沢氏に議る。同氏曰く、君辞すべからず、又妻子に意を置く勿れ、余万般注意すへしと。茲に於て意を決し答ふるに命

に添ふべきを以てす。武氏大に悦ひ直に同行して内務省に到れハ、衛生局長（長與専齋）既に退出せり。依て其自宅を訪ひ、沖縄県派出の内命を受け派出後に致すへき件々を談判し、翌朝内務省へ出頭すへき達しを受けて同家を辞し去る時に午後四時過ぎなり。帰途諸用を便し、又細川和田両氏に行き遠行の由を告げ、和田氏の老女を招て荊妻の助手を依頼し家に帰りて内命を家内に告く。殆ど黄昏なり。暫時ありて再び出車旧主の邸を訪ひ、前条の由を告ヶ路傍種々の所用を便じて帰宅せり。此夜金沢・大谷等來り訪ふ。金沢氏に内外（家内及外來）の患者を大谷氏に公私の請心得を囁し、離益数時の後夜半過く頃至て別れざる。

同十三日晴 早起内務省一等属遠藤達氏（氏ハ琉球藩处分の節松田君と共に同藩に出張せし人にして余が兼日兄事する所のものなり當今深川富川町廿二番地に住居せり）を訪ふ。同氏も亦た沖縄県出張の命を受け、今度余と同船なるを以て万般の問合を為さんが為めなり。帰途土佐氏へ行て旅行の由を告げ帰宅す。時に細川氏來りて虎列刺病に関する書類數種を贈附す。且云て曰く、今度君が琉球行の困難なる理由を行て石黒氏に告くへしと。然るに事故ありて細川氏の言を果す能ハス。遺憾と云ふへし。午前八時過ぎ内務省へ出頭せんとする際、車夫等過て車を転覆し「バネ」を折り、泥避けを挫き車をして乗る事あたわざらしむるのみならず、余も亦大腿骨頭を烈しく打撲し暫時氣を失ひ起つことを得さらしめたり。依て帰宅して種々療法をする諸件并に手当金請取等の事を取斗ひ、十二時過ぎ退省。夫より豊岡方に行きて留守の事を委托し帰宅す。打撲部の疼痛劇甚にして事を執ること真に困難なり。然るに荊妻も亦た疾患ありて、充分余を扶ぐるの力なし。止事を得す痛ミを忍んで漸く旅装を調へ新橋の停車場に到れハ、午後第四時の発車已に器械の運転を始めたり。依て只々停車場に一時を費し第五時発車の汽車を買ふて、横浜に到れハ停車場に於て東京丸出船の砲声を聞けり。

急き三菱社え種々談判を遂げたれ共、他に施すへき策なふして空しく帰京し書面を以て事由を衛生局長に報す。

翌十四日午前八時頃内務省へ出頭すへき旨の答あり。

八月十四日晴 午前第八時内務省え出頭す。衛生局長内局に於て種々協議の末終に陸路急行を命ぜらる。但し余か神戸港に達する迄ハ、沖縄県へ向け発すべき汽船を同港に止め置くべき筈なれハ、一時も早く神戸港に達すへしとの口達あり（昼夜兼行にて遅くも十八日朝には神戸港に着すへしとのことなり。政府より出船の時日を延ぶれハ、其償金を払ふ規則のよし。余か十八日に着港の積りにて、夫れ迄出帆を止むる償金八百円余なりと聞く。十六日に出帆すべきものを十八日迄止むる也）。然るに前日の打撲部疼痛益々甚しくして昼夜兼行と雖も命の如き急行ハ期し難き旨を述べ、午前十一時過ぎ退省單身旅行の装を調へ零時十五分新橋停車場を發し午後九時三十分箱根湯元村に達す。腰部の疼痛漸く増劇堪へ難きを以て暫時休息して屢々入浴せり。

同十五日晴 午前第三時湯元村を發し同十時頃三島の駅に達す。当駅を近日の内「グランド」君（米國前の大統領）通行のよしに駅中处处々に種々の錦り附を為し、其雜踏云ハん方なし。午後第九時金谷の宿に達し山田屋某方に暫時休息す。疼痛部前日より増劇するに非されとも身体不自由にして甚だ困却せり。

同十六日晴 午前一時三十分金谷駅を發同四時二十分遠州浜松の宿に至る。去る十二日より連日急劇の車行に依て背脊尻股処々剥脱し汙之を刺戟してはなはだ困難なり。依て「ブランケット」坐ふとん各壹枚を買ふて之を車上に敷く。打撲部及び剥脱部の疼痛頗る減少するを覚ふ。本日疾行して此宿に到るものハ、宿はつれより新所（名地）迄の川蒸氣便船午前第五時を以て出帆するの規則なりと聞くか為なり。然かるに蒸氣船ははるか沖合にあらるを以て、一里有余の堀り割りを行くの間ハ「テンマ」の力を借りるの外他策なし。加之五時に出すへき「テンマ」舟も田舎風の不規則にて稍く七時頃に乗出せり。然るに逆風なるを以て堀り割中に於て殆ど三時間の余を費

やせしか為に気船の新所に達せしは午後一時過なり。同所に於て午飯を喫し出車するの時ハ殆ど午後二時に近し。夫より二州豊橋駅に到り車屋長十郎の宅を訪ふ（先年承々止宿）家族皆な無恙彼れも亦た甚た壯健なり。先年の礼を述べ度条を所望して之を喫し暫時にて出車す。午後十時宮宿に達し紀伊の国屋某方にて酒食を為す。鳴海辺より当宿に到るの間虎列刺よけの祭りなりとて、所々に大提燈を高く掲げ戸毎に球燈を下け大鼓をうち鐘鉦を擂シならし其雜踏云はん方なく車行甚た困めり。宮宿にて舟を買ひ四日市に到らんとするに同宿も同しく祭り騒ぎにて舟を買ふ事あたわす。やうやく桑名へ帰るへき魚船壹艘を搜ね得て、四日市に向ふて夜行すきの国屋に命して船中に酒玉子醤油の三品を用意せしめたれハ、夜半後飲まんと欲して之を見るに酒のミニ二瓶ありて醤油なし。玉子あれとも塩気なしにて大に失望せり。水夫も十六七歳の漁夫壹人りのみなれハ、言葉がだきにもならず船の進みも甚た緩慢にして殆ど困却せり。

八月十七日（晴午後雷鳴暫時にして又晴る）午前八時二十分四日市に上陸しある旅店にて朝飯を喫し直に車行、午後六時三十分草津の浜に達す。恰も川蒸氣の正に發せんとするに会へり。直に上船、暫時にて大津の港に達し同駅に上陸す。時に午後八時頃なり。当所より西京停車場迄里程三里余なり。依て京坂間往復氣車發着の时限を問ふに午後第六時を限り發車なしと云ふ。时限既に後れたるを以て止むを得ず同宿に一泊し、打撲部の疼痛少しく快きを以て喫飯後市中を散歩し気船中所用の物品数種を調へ十一時頃旅宿に帰りて寝に入る。

同十八日晴 午前三時四十分余眠り覚め驚き家内の模様を窺ふに一家悉く鼾睡して喚へとも皆な死人の如し。止むを得ず戸を叩き大音を發すること五六声にしてやうやく「ウー」と答ふる者あり。之れ飯炊きの老婆なり。依て命して出立の用意を急かしむ。暫くあつて再び家内を窺ふに一人として寝所を出でし者あることなし。前夜依

頼せし出立時限已に過ぎたるも猶を斯の如し。實に憤懣に堪へざるを以て更に大声に喚起せしに以前の老婆又「ウ」と答へ安閑と起き出でたり。茲に於て事々物々猛火の如く催促し用意畧々調へ正に出発せんとするに際し、宿主と車夫と争論を始めたり。因て宿主に云て曰く、前夜足下に依頼せし出立の時刻業に已に過ぎ去れり。無益の口論をなして更に時刻を移さんより速かに車を出さしめよと。宿主曰く、私も経年旅宿を業となし西京の朝氣車に乗るお客様も日々幾人と無く宿とすれども、曾て遅刻の為めに旅人に不都合を掛しことなし。私ハ西京迄の里程と人力車の走る時間とを熟知して氣車に乗るべき旅人の出立時刻を定ることなれハ、旦那もさのみ慌ハてたまう勿れと其言語応答の傲慢無礼なること實に悪むへし。如し此事をして十余年前ならしめハ一刀両断の禍秧を免がれ難き痴漢なり。余憤りを忍んで温言以て其争論を和らげやうやく車を出さしむ。時に午前四時三十分なり。当所より西京停車場迄の間ハ所々に高低ありて道路平坦ならず。加之里程も殆ど四里に近し。幸ひにして車夫非常に強健にして飛が如く疾走せるを以て六時四分前に停車場に達するを得たり。然るに本日ハ西京大津間往復気車の開業なりとて六時発の氣車ハ大津行となり。大坂行ハ時刻を十分時丈操延べたり。依て六時十分発の気車に搭し(中等八十  
五錢也)七時四十分大坂に達したり。同地にて少しく所用をなし九時発の汽車を買ふて(中等の車料  
六十八錢也)神戸に到る。午前十一時三十分同港海岸通式丁目熊谷伊太郎支店へ投宿す。午飯後遠藤内務省一等属の旅館を訪ひ(下問の証文 海岸通り六  
丁目中井平次郎方なり)互に無事を祝し然して横浜にて東京丸に乗後れたる理由及び昼夜兼行にて非常に困難せし情況等を物語り、又た余が着港のよしを遠藤氏より衛生局長へ電報せり。三菱社にては余が着港に付同日午後第六時出帆のこととに決定せりと云ふ。故に旅宿に帰り船中の飲食物等を用意し、自宅及び実家江送るへき書面を投箱し午後第五時三十分上船同六時神戸港を出帆す。同港より鹿児島までハ上客も少なく、船中甚だ静かにして海

上も亦甚た平穩なり。上等室にあるものハ遠藤、伊藤（沖縄県四等  
属名は忠雄）両氏の外壱弐名にて都合五六名に過ぎず、唯  
室内の熱するにハ實に困却せり。

八月十九日晴 海上平穩暑勢甚たし。三食の外ハ不絶甲板上に暑を避けたり。

同二十日晴 牛前十時ころより洋中に於て機器の運用を止めめたり。水先ま不案内にて夜行の危険なるの為なり  
と云ふ。曉に到て再び器械の運転を始めけり。本日も炎熱甚くして室内ハ勿論食堂と雖とも食時の外は暫時も堪  
へ難き程なり。午後第八時鹿児島湾に達す。然るに同港にて虎列刺病の為めに停船規則を設け置き日々二十四時  
の間上陸をとどめられたり。同港も已に有病の地なるに妄りに船客の上陸を拒絶するハ誠に怪むへし。剩へ港内  
の人民ハ自在に此の艦に往来す。何そ其則の不正にして旅客の妨害を為すのことに至るや。

八月廿一日晴 前夜より投錨艦体静定して走ることなきを以て炎熱灼くか如し。やうやく午後九時頃当港の巡查  
來りて上陸を許せり。直に上陸して菩薩堂通林善島の支店に投宿す。該家ハ沖縄県御用達にして曾て遠藤氏の處  
分官隨行の節宿せし家なりと云ふ。浴後酒食をなし寝に入る。東京発車以來始めて安眠するを得たり。

同廿二日晴 今朝打撲部の疼痛少しく軽きを覺ふ。前夜入浴して安眠せし故ならん。然れども一階を上下するハ  
甚た難渋なり。午前第九時同所の県庁に出て衛生課長に面会を乞ひしに、衛生局ハ旧米蔵なりと云ふに因り即ち  
行て課長に面会し内務省衛生局の虎列刺病に関する報告雑誌類數部を譲り呉れんことを相談す。午後同局より右  
の書類數種を送致す。遠藤氏も所用ありて県庁及び島津邸内の某氏を訪ひ、正午頃旅館に帰る。午後ハ同港解纏  
の期なるを以て、宿主林氏に托して船中の所用品數種を調へ又浴衣等を調製せり。午後第五時上船同九時出帆す。  
乗客の都合に因りしや出帆時刻三時間延引せり。当港より上下等の乗客頗る多きを加へ船中の雜沓實に云はんか

たなし。之等の増員ハ寺原（二等  
警部）伊東（地租改正局官吏の大島に出現するもの）魚住源藏（鹿児島県下下泉町商人にして旧迎陽丸の持主なり）川合吉三郎（魚住の手代）沖縄県為替方の手代其他三四名并に琉人老名なり。下等の増員中には沖縄県にて薩肥前より徵集せし巡査拾数名混在するを以て彼の輩等の無法的にハ殆ど困却せり。

八月廿三日（晴時々風雲を起せども雨なし）午後第十時名瀬（大島中の地名）の沖合に達す。該所に於て蒸氣器械の運転を停め船の進行せざること殆ど六七時間暁きに至てやうやく運転を始めたり。是れ水先のもの不熟練のために夜行の危険を避けしなりと云ふ。

同廿四日（晴雨不定りなく午後少しく雷鳴あり）午前第七時名瀬港に着す。該港に於ても又た停船規則の為めに忘然として一昼夜を消費せり。

同廿五日（晴雨不定りなし）昨夜来少しく電鳴あり。午前一時頃より暴雨迅雷殆ど暁に徹す。同六時頃雨止ミ唯輕き雷鳴あるのみ。同第十時名瀬港金子村に上陸し、坂本氏（同氏ハ婦人のミにして農商兼業の躰なり母を「サキカナ」と云ふ母子ともに薩人の落胤なりと云ふ）に投宿す。但し此家に宿るものハ魚住氏の案内に由る。遠藤伊藤の両氏も同宿なり。此家の造構ハ藁葺にて棟高く檐低く甚た粗造にして宛も樵舎に類似せり。本屋に副ふて新家あり。二間合せて畳拾壹弔枚も敷くへき程のものなり。是れ昨年造営せし者なりと云ふ。唯新しきのミのことにて同しく粗造なり。他の民家を見るに大抵同様の粗糙なる造構なり。此家の如きは中等以上に位する者と思ハる。

抑々大島ハ名に背かさる大ひなる島にして其周囲九十里殆ど一国の如く高山深澤荒蕪の地多しと雖とも戸数一万四百余人口五万余余ありと云ふ。この名瀬の港ハ島の西北隅に在る一港にして人家凡そ二百余戸鹿児島県の大支庁を置くの所なり。琉球航海の船舶ハ大小となく皆な茲に碇泊するガ為に内地人の商店もあり紙幣の流通等ハ更

に差支なし。此土の男子ハ琉人の如く髪を結ひ簪を用ふる者あり、又斬髪の者もあり。婦女の頭髪はオバコ髪の大なるもの、如くにして簪を以て団結す。又婦女ハ手指及び腕甲に必ず點を為すの風俗なり。

全島の物産は黒砂糖を以て第一とし之れに次しものハ紬布なりと云ふ。余が見し紬布ハ茶地に白き縦横線と微細のカスリを織出したるものにて余程上等品の由なりしが宛も簾布の如くにして上品とも思われず其価を問ふに七円余なりと云ふ。不廉なるに驚きたり。内地にても七八円の縞紬なれば見事なるものを得らるべしと思ハる。然れども此地に産する者ハ非常に強くして永く服すへしと云ふ。

米穀ハ至て少なく島人の常食ハ大抵蕃薯なりと云ふ。之れ恐らくハ地味の粗悪なるにあらず。培養品の不足と耕耘の拙劣なるに因るなるへし。余思ふに山海の物産も必ず夥多なるべし。然れども人民寡少にして之れに着手するものなき方如し。他日人民繁殖せハ其產物盛大に至るならん。

同廿六日（晴雨定） 昨日来しバシバ入浴するを以て打撲部の疼痛大に減少するを覚ふ。午後第四時同行者と共に同港を解纏す。

同廿七日（暴雨時々） 早朝瀬戸内（大島中）に着艦、船中の暑熱を洗滌せんか為め伊藤魚住等と共に直に上陸農家を借りて休息し、行水をなし午飯を喫し午後出帆して久志（又大島中）の港に碇泊す。

同廿八日半晴 船中にて朝飯を喫し前日の諸輩と共に上陸久志村の農家に息ふて浴湯を為し船中の汗を洗滌す。瀬戸内久志の二港ハ名瀬港に比すれば頗る貧村なるか如し。午後同港を出帆して那覇港に向うて進行す。神戸解纏以来暑熱漸次に増劇するか故に船中の室内ハ恰も粧室に入ると一般なり。余か發汗多き体質を以て此の室内に起臥し日々自在に行水を為す能ハす為めに満身汗疹を発して痒痛甚だ忍ひ難し（夏日自宅に在れば日二三回の行水を欠きしことなし）

八月廿九日晴 午前第一時沖縄県下那覇の港に着艦す。該所ハ島中の要港にして環擁湖形を為す。然れども礁石多くして船舶の出入不便なるを以て大船ハ港口に碇泊す。故にテンマ船を買ふ。上陸し遠藤氏と共に直に県庁へ出頭し内務省に於て余に派出を命ぜられたる趣旨を述へ内務衛生局の御用状を相渡し一と先つ伊藤氏の宅に休息す。午前より種々の答饗応を受け暮過くる頃旧昆布座に引き移る。幸ひにして遠藤氏と同行なるを以て県官（伊藤、川井、長野、等なり）もねんころに周施し不自由なく（内地なれ不自由のミ）引移りたり。飯炊きも日本人を雇ひ呉れたり。（境野、伊奈、等なり）も堪へ難たけれども。（内地なれ不自由のミ）引移りたり。飯炊きも日本人を雇ひ呉れたり。

然るに彼れガ給料の不廉にハ少しく驚きたり（一月四円五十銭なり最初は六円金をむさぼらんとせり此奴の素性を尋ぬるに名を五郎兵衛と云ふ。本年四十五歳のよしにて愛媛県下の士民なり嘗て女好の為めに破産し十年の役に戦地に飛びたし爾後鹿児島にうろに居しを内務出張所を設くる際賄方へ雇ひ入れられ来りし者のもし本年置県改革の際其折の雇人數名に路費を与へ帰国を命したるにいづかしたりけん此奴ハ「ソリ」の家に潜伏して当所に之起きたるよしなり）。しかのミならず買物を命すれハ物価の一割以上を騙取し遠藤氏帰京の後ハ隔夜（毎夜）ことに「ゾリ」買を為し剩へ昼間余ら留守を窺へ門を開ち他出するに至り止むを得ず放遂せり（日々序を追ふて記すべきなれど筆のついてなるを以て茲に集録す）。

肝腎なる虎列刺病の模様ハ未だ詳知することを得す。一時は（始まる）（二月より）余程盛んなりしよし県令も亦た之を患ひたれとも幸ひにして全治せり。流行の発原は糸満（イートマン、漁業の盛んなる）なりと云ふ説もあれとも詳かならず。県治の情況を聞くに官員ハ旧鹿島藩（県令の）の人を尤も多しとす。県令及び書記官（旧藩の家老にして廢藩の後ハ鍋島）に因みなき官吏ハ異見も用ひられず皆々不平の様子なり。又た本月十五日親見世（首里の親雲上筑登之の諸官吏交代）に事務引渡済みの後は本府の命を下民に通するの道無く官民の間殆ど隔絶の姿になりと云ふ。

八月廿日晴 早朝脇屋端氏（陸軍々医補也方今沖縄県御用係りに而本県医局長なり）來訪す。氏ハ今回虎列刺病流行に付てハ連日非常に尽力せしよし也。午前九時頃出庁令書記官に会し流行病につき曾て施行せし法方ならびに現今の模様等を問ふ。書記官曰く、最初ハ予防法方も可なりに行届き病勢も漸く減少する模様なれども、如何せん近來に至りてハ官民隔絶の体にて

万事意の如くならすと。斯の如き姿にては予防法方も到底行届き難き訳けにて、随てハ内務省の厚旨も水泡に属するの為に何分至急官民の脈絡を通し是非内務省の趣旨を達したき旨を述ぶ。又県令より總て衛生予防に關する諸件ハ脇屋氏と協議の上意見を陳述すへき旨の依頼あり。

廿一日(時雨不定) 午前八時医局に出頭虎列刺予防の策を脇屋氏と協議すれとも、官民不通の姿にて地方人にハ施行すへき道なし。医局ハ(薬局も附属す) 県庁の近傍にあり。仮局なれハ体裁ハ整ハされとも薬品ハ充分にて差支なきか如し。器械等も先つ足れり。恨らくハ医員に乏し。治を乞ふものハ多く内地人なり。虎列刺病流行前ハ土人も診を請ひたれとも近頃ハ治を受くる減ぜりと云ふ。

抑々沖縄ハ琉球国の首府にして周囲一百十余里其他地形蜿蜒南北に亘る。画して三郡となす。クンチヤン 国頭・中頭・島尻之れなり。那覇港ハ中頭の一部落にして即ち沖縄県庁を置くの地なり。東一里に旧王城あり、首里と称す。東半里に泊村あり。那覇に接し久米村あり。此の四所を中頭の四部落とす。士族ハ多く此四所に住すと云ふ。人戸稠密にして頗る繁雜なり。

家屋ハ畧々内地に類すれども構造廉にして甚た雜なり。屋上ハ赤色の瓦片を蓋ひ四面を板にて囲ミ間隔ハ板戸なり。之れ平常湿氣多くして土壁紙張ハ敗壞し易き為なりと云ふ。只驚く可きものハ石牆なり。其高きものハ一丈低きも七尺を下たらす。厚さ三尺余各自の宅区を圍繞して頗る堅牢なり。又各処に溝渠を通れとも造構疎拙にして汚水貯溜しやゝもすれハ路上に溢流して腐臭鼻を襲ふ。

人身体質風俗情態齡寿等ハ總て内地と類似す。之を細別すれば高く色白く肥満して面貌溫柔なるを上等とし、短小にして色暗赤頬骨稍高きものを下等とす。性質ハ質朴寡欲なれども廉恥の心なし。而して士庶を論せず男逸

し女勞す。庶民ハ歩行する跣足にして履鞋を用ひす（鞋を用ふるものハ乞）。諸々物品を運搬するに男は肩に懸け女ハ頭上に戴く（儘々驚くべき重大な）。男子の頭髪及内地ニ於て通常吾人の見る所の琉人と異なることなし。婦人の頭髪衣服等ハ大島人（鹿児島県下）と大同小異なり。手指腕甲の黓も畧相似たり。捧腹に堪へざるものハ此地の葬礼也。其の模様を摘言すれハ、四五人の婦女白衣を被り頭面を掩へ棺の後へに従ふに大声号泣し相共に呼び曰く「アンマヨ、ワタ、チヤアスルカ、アキチヤメヤ」（号泣する婦女ハ啻に親戚故旧のミならず他人を雇ふて号泣せしむる也。其号泣の巧拙に由て雇料も亦た高低ありと云ふ）。男子ハ傍人の肩に懸り踉蹌として醉へるか如く鼻涕を垂れ涎を流し見るに堪へざる状態なり。

物産數種あれとも黒砂糖を第一とし（大凡五百万斤）蕃薯を第二とす（大凡一億三千五百萬斤）。

サツマイモ

是に次ぐものハ紬飛白綿布なり（り）。

米麦粟大小豆等も收穫なきに非れとも甚た微少也。貴賤の別なく蕃薯を常食となすを以て四時培植して三ヶ月毎に一収する如し。凶歉に遇へハ蘇鉄を以て澱粉を製し（根子幹）糧食と為す故に蘇鉄ハ山野所としてあらざるなし。尤も藩政の時ハ蘇鉄奉行なるものを置きて之を培植せしと云ふ。泡盛も物産の一にして其濃造甚た夥多なり（造濃税三万二千余円也）。朱塗彫刻等亦頗る愛翫すべきものあり。然れども妙手の職工甚た少也。

九月一日（晴雨不定） 本日ハ県令鍋島君の招きに応し書記官原君の宅に集会す。到るものハ河井脇屋其他県官警部等都合八九名也。遠藤氏ハ所勞にて行く能わす。

二日半晴 本日遠藤氏出船の筈のところ県庁御用物の取調へ不手操□趣にて県令より日延べを乞ふ。

三日晴 午後第一時遠藤氏出帆（丸黃龍）

四日五日半晴 無異状

六日半晴 島尻地方へ人民説諭且流行病探索の為め属官数名医員式名出張す。

七日（晴寒暖計）此日數名（伊藤河井賄屋伊素長野境）と約して識名村の別園に遊ぶ。然るに余未た旧王城を見ざるを以て之れを一覽せんと欲す。依て脇屋氏に先導を依頼し乗馬を雇ふて午前十一時頃首里に到る。此地の馬ハ土佐駒或ハ対馬駒の如くにして身軀小なれとも甚強健なり。道路の険阨を厭ハさると蹄の剛強なるハ真に称すへし。若し良株（此地にてハ雜草と蕃薯を株と為すと云ふ）を以て豢養せバ頗る駿馬となるものあらん。

城中にハ熊本鎮台の分営有り。守山某某（某氏ハ余か熊本出張の際薬局に勤仕せし人にて現今陸軍軍医試補なりと称して明帝より贈るの名号）茲に屯在せり。異域に於て斗からざる面会を奇とし又互の平安を祝し且種々の饗応を受け午後一時頃城を去る。首里ハ中頭省の南隅にあり。土地高燥にして人家多く王城其中央に位して西方に面す。墻壁橋梁石を置んで造る第一門を中山（封使徐葆光留題の石碑あり）第二守札（守札の邦門の直前に清泉あり旧王家の飲用なり石碑數片を建つ「飛泉漱玉」高人鑑の留題なり又源遠流長林鴻年留題なり）第五漏刻第六広福第七を奉神門と云ふ（毎門展額を掲く）。門内正面に本殿あり。柱棟瓦角皆な龍象を模刻し宛も巨刹に似て巨大なる木材を用へ頗る堅牢なるか如し。然れども数百年前の造営に係るを以て甚粗樸なり。旧王の住居は七八年前の造営なりと云ふ。新造なるを以て稍稍清潔なれとも内地の旧十万諸侯の住居に比すれハ工事粗拙にして霄壤の違ひならん。

午後一時過くる頃莊苑に至る。約する處の數名早く已に來り待つ。此苑は旧王の莊苑にして首里城の南拾五丁余識名村にあり。城南の一園なるを以て又南園と唱ふ。東西五丁余南北三丁余北方に門を開く。中央平坦の所に板屋あり。西に面す屋前には池水溶々小魚遊泳す。西北に小丘あり。勸耕台と称す。冊封使林鴻年留題の石碑あり。長松老柏鬱然繁茂す。旧藩王春耕秋耘を一覽せし所なりと云ふ。其下に湧泉あり。育徳泉と名く頗る清泉なり。

旧王病あれバ此水を汲て煎湯の用に供せしと云ふ。冊封使趙文楷留題の石碑あり。池辺にハ芝草蔓生宛も艶の如く又四時の草木を培植して開花絶ゆる時なく清風芬香を送り幽静愛すべく暑威の強きを覺へす。屋中にハ種々の

扁額壁書掛板（此地海風甚だしく紙絹表破壊）等を安置し頗る觀るべきもの多し。皆な冊封正副使の書する所なり。七律に云く「南園台館鬱嵯峨、千騎尋游載酒過、海上烟霞丹嶂遠、山中草木白雲多、蛟宮夜靜驚燈火、錦石深媚綺羅、欲向洞元探玉訣、未知蓬島近如何」（曉湖趙文楷の留題なり）。又数間板屋出而深、更築茆島配茂林、自是山川飛俗遙、雖無障屏有清青、野白薯熟知民樂、夕嶺松雪寒助吟、柳煙池塘煙火歇、恰宜明月照波心、錦州李鼎元の留題なり。其他數名の揮毫あり。屋中涼を取る。毎時各行厨を開き薄暮藍輿を命して寓に帰る。此地の藍輿は本邦の垂駕籠の如し。通路ハ高低多くして平坦ならず。加ふるに处在岩石突起して稜稜たり。然るも昇夫更に意とする色なく跣足にて疾走する事殆ど馬と一般なり。又た昇夫肩を替ゆるときは藍輿の方向を前後にするか故に輿中に在るものハ一回ハ前進し一回ハ逡巡するの思ひをなさざるを得ず真に奇と云ふべし。

八日九日晴 医局へ出頭他に記すべきなし。

十日（晴雨） 十等警部大塚敬六同外一名本県より検疫係りの命を受く。

十一日晴 検疫局を西村学校に仮設け虎列刺病に関する一切の事務を管理す。

十二日十三日曇天 検疫局へ出頭係り員委と協議し管下に告諭すへき虎列刺予防方条款を整定す。

十四日晴 両三日 暑勢大に減す。遠藤氏鹿児島湾に安着去る十日同湾出帆の報知あり。本日再び識名に遊ぶ。

前日同遊の外妻子を携ふる人（伊藤河井）ありて奥殊に多し。午前十一時過花園に至り兒女と共に園中を遊覧すときに等外の吏員式名來会す（伊藤河井の附属吏）。午後盛会（鹿児島人にて）に命して行厨を開き酒を飲むものあり、飯を喫するものあり、碁を闇むものあり、月琴を弾くものあり、蝶を逮ひ花を手折るものあり、酔て寐るものあり、寝みて再び飲むものあり。各自其意を専らにして傍人之を妨げず真に盛会と云ふべし。遂に薄暮に至り衆人と共に帰

途に着く。駿馬乗輿又其意に適するものを撰み暮後那霸港の寓に帰る。

十五日曇天 検疫局へ出頭外に記すべき事なし。

十六日晴 検疫局へ出頭す。此日大塚氏転任に付検疫係りを御免九等警部内田幸太郎氏之に代る。

十七日（時々） 細雨 無異事

十八日（時々） 細雨 本日より那霸市中の溝渠、屠場、市場（西村東村の間にあり五十間方余縱横に区分し衣類食物ハ勿論凡百の有用什器を売却するにして午前九時より午後迄雜沓甚しく不潔極まり）等の掃除に着手し、且医員巡查同行にて毎戸虎列刺病の有無を問へ、若し宅区内に不潔の場所あれハ丁寧に説諭して掃除せしむ。余も亦た係り警部と共に市中を巡覧し溝渠の開通掃除の手段等に専ら注意せり。

十九廿廿一日（時々曇天） 時々降雨 連日市中の掃除を為さしめ余も巡視督促すれども降雨の為めに果敢取らす。

廿二日雨 本日県令より崎島地方巡回の依頼あり。

廿二日曇天 曾て旧三司官を始め数名に役職を云付（県庁より）しに更に承諾せず。間々政令に抵抗する（旧官吏輩盟約をなし若し日本政府の命令を遵奉するものあれハ之を罰するの法を設けたりと云ふ）不都合の者もありしよしなれども、過日來是等の数輩を拘引し夫々处分に着手せし為に本日ハ旧三司官を始め是非奉職いたし度旨を本庁へ請願せしと云ふ。

廿四日（曇晴不定） 時々微雨 明日午後汽船大有丸（曾て日本政府より琉球藩に賜りたる船なり）に搭して崎島諸島へ向け出帆の筈に就き寓居を取片付しに同船は廿六日の出帆になりたり。

廿五日晴 寓居を取片付伊藤氏（忠雄）え転宿す。那霸市中の掃除殆ど畢る。

廿六日晴 午前出席令書記官え午後出帆のよしを述べ其後親しくせし人々へ暇乞をなし正午頃伊藤氏に帰る時に脇屋氏來り会す。伊藤氏にて種々の饗応を受け午後第二時半頃上艦す。崎島諸島巡回の命を受けし県官各島の番

所詰并に交代の警部巡査及び他の便人等數十名同船せし為船中頗る混雜せり（廣瀬鋼次郎、坂本学行、齊藤利右衛門、武島上、真栄里筑登之親雲上（巡廻御用掛り）石井忠朝、岡部養造、（宮古島番所詰、秋永鄰泉（八重山番所詰医師）警部、巡査某々））。

同日午後六時慶良摩島湾に着同湾に一泊す（那覇へ着港以来鳥を見しことなし此島にて）。

廿七日晴 暑勢頗る甚たしく堪へ難きを覺ふ。午前十一時頃巡廻官及御用係り琉人上陸す。余ハ感冒の為めに上陸する能はす。午後六時帰艦す。此島中「トガシキ」間切（人口百余也と云ふ）に於て虎列刺病（真假未詳）流行し七八月頃十五名死亡せしと云ふ。然れども近頃は絶てなきよし也。今宵も同湾に停泊せり。

廿八日晴 午前第五時拔錨此辺所々に島嶼を見る（渡名喜等）。又西南の間に久米島を見る。暑氣前日と異ならず。午前十一時過久米島に着艦々中午飯を喫し午後第二時上陸して番所に投宿す。仮番所為狭隘にして且不潔極れり。然れども番所の人々（柳川則栄、板谷弘行、（医員島之内英一の三氏也）甚た深切に周旋せり。巡廻官并に各島番所詰及川原弥一（八重山島番所詰九等属）の妻皆なこゝに同宿す。二名の琉人は土人の家に宿す。

廿九日晴 今朝各間切の旧役員（土）を召喚し当所番所詰壱名巡廻官壱名にて、謹て新政府の命令を遵奉し心得違なき様注意すへき旨を諭達し旧役名通りの辞令書を与へたり。余ハ虎列刺病流行につき特別の訳を以て大政府より出張を命ぜられたる趣旨を述べ、流行病の模様を訊問せしに当地にハ流行せし模様なし。然れども猶精密に調査して申出へき旨を諭告せり。午後第四時同湾を解纏す。風波高く、船体少しく動搖す。

三十日晴 午前十一時過宮古島湾に投錨午飯後上陸して番所に投宿す。番所詰ハ川路平馬（八等）柴波多勘四郎（医師）の両氏也。番所の体裁ハ久米島に比すれば稍々役所らしけれとも、不潔なることハ久米島と異なることなし。当地は虎列刺病の流行頗る盛んなりし由。然れども八月下旬以降流行病に罹りしものなしと云ふ。

宮古島ハ本島を距る事西南九十六里余。地勢平坦にして高山ハ勿論山と云ふべき程のものなし。多良摩、伊良部等の属島を合して村数殆ど五拾に近く、人口三万一千六百余、人情風俗家屋の造営等ハ總て本島と大同小異唯鄙の別あるのみ。

貢納物の重なる者ハ粟と紬飛白細上布なり。米納も無きに非れとも至而少しと云ふ。此地は良馬を産するにや折に旧王の乘馬を撰むことあるよし。

島人の飲料に供するものハ大和川（川の）の水（二三ヶ村の飲料となすに過ず）と井水なり。其井戸と唱ふるものハ甚た稀異なり。内地にて横井戸と称するものは斯くの如きものならん。其造構ハ内地にて往古穴居せし跡なりと云ふ巖窟に彷彿たり。此中の水を汲ミるとハ石の巖窟を迂廻斜降して井底に到るなり。通例井戸の入口より水面迄式三十間なれども深きものハ壹丁半余もありと云ふ。然して其水を汲ひものを見るに、襟襷を纏へたる婦女老少の別なく身体を其中に投し直に手桶を以て汲挙るなり。或ハ汚穢の衣類を其中にて洗滌する等（虎烈刺の吐瀉物に穢れたるものも茲にて洗濯せしと云）實に言語に絶へたることなり。畢竟斯くの如き不潔の井水を飲料と為したる為虎列刺病も非常に蔓延せしなるへし。全島の人民悉皆斃死せざるは不幸中の幸なり。

十月一日晴 旧役員（土）數名に厚く説諭を加へ、辞令書を与ふること久米島と一般なり。余も亦大政府の厚旨を告げ又虎列刺病ハ猛惡恐るべき病なるか為に深く意を注ぎ予防せんハあるへからざる所以を説諭し、殊に不良の飲水ハ該病を蔓延せしむへき害なる媒介を為すものなれハ井水扱の不潔ハ必ず下民に嚴戒すへき旨を諭し又該患者及び死亡の数を精細に調査し申出つへきを命す。

二日（風） 前夜より波濤穩かならずして抜錨するあたわす止むを得ず滞在す。在番官等の持賞甚た無礼なり。

且つ飲食物の粗悪なること漢医者流の脚氣病院の砌ハ斯くや思ふ斗りなり。此人々の常食ハ米粥小豆粥梅干塩等にて運人（<sup>ワチュー</sup>  
下人の総称）の輩にハ粟飯のみを喰ハしむると云へり。真に然るや否や然れども余が如き有れハ有たけの吾人に比すれハ増えざる幾等

三日晴 午前第二時本艦より解纜の報知有り。即時に上艦す。在番官にて出立の周旋を為せし者ハ石川氏（蓮池、鍋島の二男にて今般沖縄県六等属官古島在番を命ぜらる沖縄県令鍋島君の令室と兄妹なりと云ふ）壱人のみ。他の在番官（川路岡部柴波多）ハ衾中に醉臥して更に頓着せず横着も亦甚たし。午前第五時出港終日風波烈しく航行甚だ困めり。午後七時半頃八重山の湾に入る。本日三度の食を欠かさる者ハ余と坂本氏のみ。同夜同湾に一泊す。

四日晴 午前第十時巡廻官警部巡查等過半上陸す。余ハ事故ありて少しく後れたり。本日ハ好天氣にて波浪甚た穏静なり。午後第二時秋永氏（当島詰）と共に上陸し直に番所に着す。番所（海岸を距る三丁許）の結構ハ可なり盛大なれとも置原後修繕を加へざるか為に破損頗る多し。然れども宮古島番所に比すれハ雲泥の違ひなり。番處詰の官吏ハ渡邊簡（四等属旧鹿島藩の家老なりしと云ふ至極柔和なる人物也）川原弥一（九等属）小佐々某也。番所の東方に「あがりかりや」（東のお役所と云ふ義なり）と唱ふる古屋あり（番處を距る巷子余）。在番官の周旋にて余輩等五人（廣瀬坂本、斎藤武藤）茲に寓す。頗る破屋なれとも雨露を凌ぐに足れり。尤も炊器を始め一品の器具も無けれハ三飯毎に番處へ通ふことなり。渡邊等（番所の詰）の周施にて運人と手桶及び瓦器火鉢を借り得たるを以て番處へ行かざるも喫茶と喫煙ハ為すことを得たり（茶器と茶ハ幸ひ余か持合せたり）。

八重山島とハ石垣島（横二里、縱十里）西表（方五ナタケドン）及び武富等の小島を併せ唱ふる名称にして此の地ハ則ち石垣島なり。名覇を距る西南式百十余里地勢ハ宮古島の如く平坦ならず。山もあり渓もありて土地肥沃なるか如し。然れども人家僅少（戸と云ふ合計千有余）にして物産寡少なり。人情風俗家屋等ハ總て宮古島と同しけれとも人心一層質朴にして無欲

なるガ如し。土人ハ蕃薯を常食と為すこと本島と同し。貢納物ハ白かすり上布（第一の物産）と米なり。

西表を距る南四十里余にして橢円形の島あり。与那国島と称ふ。此島より台湾島を見ると云ふ。往時ハ島中夜間点燈せず停む。言ふ台湾人火光を目し來りて婦女貨物を奪掠し去ると。南部諸島にハ總て犯罪人を流放す。この島の如きハ最重罪のものを放つと云ふ。

五日晴 本日ハ旧役員に辞令書を与ふる手筈なり也。ママ 然るに（然るにマ）政府に対し不都<sup>ママ</sup>の者数名警察所拘引せられ為めに此事を果さず。

当地にハ虎列刺病の流行ハ無かりし模様なり。當時風邪（又は風氣と書す南部諸島にて疾患の何たるを問ハず流行病なれハ總てこれを風邪と云ふ）の流行ありと唱ふれとも未だ患者を診察せざるを以て何病たるや判然ならず。西表にも悪病の流行ありとて他島人ハ往来せざるとの風説あり。之れを探索せしに熱病らしけれとも何熱病か詳かならず。

六日晴 記すへき事なし

七日曇天 本日ハ拘引のものを残し（ハ僅か一二名なり）旧役之二十八名え辞令書を与ふること總て前頭の各島に於けるガ如し。諸員辭令書を得て頗る喜色あり。余も各島同様の諭告をなし内務省衛生局の虎列刺予防に関する報告中土人の解し易きものを与へ、頭立ちたるものハ各老部つつ之を所持し厚く小民を教戒すへき旨を諭し又該病の流行ハ全くなかりしや否を詳細に調査すへき旨を命す。

八日（晴雨定） 前夜より頻々降雨温度の昇降急卒にして身体違和を覚ふ。宜野山<sup>ギノヤマ</sup>、真栄里<sup>マエリ</sup>（用係り）改任の役員等數名集合し巡廻官吏と共に貢納物流罪人等の調査を始め頗る雜沓なり。午後五時頃大有丸仮船長前田氏上陸し余輩等の寓居を問ふ。着後鶏と東瓜の外喰ふへきものなく甚困却せしを以て本艦貯への玉子を譲受け度旨を申送り

置きしに船にも鷄卵の貯へハ尽きよしにて又鷄を携へ來たれり。

九日雨十日半晴 両日とも諸役員集合し雜沓甚たし。流行病（虎列）の模様を精細に探索したれども老人も患へし者なし。絶海の島嶼他島と交通稀れるのみならず人口鮮少にして空氣清淨飲水良善なるを以て幸ひに流行を免れたるものならん。當時流行せりと云ふ風致（フウチ）と唱ふるものを診察せしに咽喉加苔児にて咳嗽（ガイソウ）の出るもの多し。他に重病を見す。番在の医師に問ふに折々弛張熱を見しと云へり。

十一日（朝晴夕雷雨） 巡廻官吏の御用向も畧成功の様子なり。余当所に虎列刺病の流行なきか故に連日閑暇なれども出遊の場所もなく唯出帆の早さを切望するのみ。然れども遠からず出帆の模様にて本艦へ貢米の積入れを始めた

り。

曾て西表へ脱走せし旧藩の在番役数名を警察所え拘引す。

十二日半晴 巡廻の諸員御用済につき明後日出帆の積りなり。余ハ疾に御用も済ミて連日徒然を極めし故、諸員に先行上艦す。今回の帰航ハ乗船人大に減少し艦内甚たる閑静なり。合宿にて某々輩の雜沓を見るより船中ハ精神却て安静なり。本日朝來貢米并に貢布（白かすり上布）等を積み籠めり。

十三日半晴風 波高くして今（午前十二時ごろ）の模様にてハ明日の出帆覚束なし。午後三時半巡廻諸員より御用済に付明日出帆すへし。依て迎ひ船二艘駕出呉れたき目前田氏（仮船長）へ申越せり。然れども今午後ハ風濤益々烈しくして小船の往来ハ危険なる旨の答書を送りしと云ふ。余も亦書を送りて今夕の上船ハ危うき旨を告ぐ。

十四日 前日より引続き風波烈しく終夜穏かならず。時々降雨今朝雨晴ると雖とも黒雲四辺に凝り風波未止ます。然れども昨日に比すれハ少しく穏かなり。午前八時頃巡廻諸員の迎ひとしてバッテーラを出す。同十一時頃彼等

六名（内琉人二名）上船す。然れども風波荒くして今明日抜錨ハ六ヶ敷よしなり。広瀬斎藤の二氏ハ例の通室内に蟄伏し顔色鉛の如く尤も困難の体なり。午後四時広瀬斎藤武富及び帰京の査官（四名）の内式名再ひ上陸す。蓋し両三日にハ出帆の目途なきを以てなり。

十五日曇天 折々降雨波浪前日に異なす。午後第十時過食堂に於て坂本宜野山真栄里等と談笑中甲板上俄に騒然たるを以て之を尋ねるに旧在番役（人土）の内壱名踪跡を見ざるもの有りと云ふ。之れハ八重山島の旧在番役渡慶次親雲上なり。置県免官の際種々の云々を唱ひ那霸に帰航せず西表に潜伏し人民を煽動せしを以て近日捕縛し警察所にて糾問の末那霸へ送り戻す事となり一昨日上船せしめたる也。然るに在番中何か不正の事にてもありしにや痛く帰郷を患し様子なれハ多分發犯して入水せしものならん。本日ハ時令甚た寒冷にて始めて綿入を用へたり。

十六日曇天 波濤前日と同し折々降雨氣候甚冷涼。

十七日曇天 波浪稍々鎮静すれども出帆の期未だ定まらず。夜中時々微雨

十八日 海上の模様昼夜とも前日に異ならず。

十九日曇天 今朝船長の嘶を聞くに海上の模様も漸く穩かに至るべき景況なれハ午後の天気都合次第にて明然に夕刻に至りても更に出船の模様なし。余ハ上船以来已に一週を経へ本日ハ宜野山真栄里も上陸せし故上等室に在るものハ坂本氏と式人のミにて實に徒然なり。夜に入船長來り話す。謂ふ、乗客に溺死人あれハ死軀を発見する迄ハ海中を荒らして其船を動すこと能ハざること多しと。汽船の船長（坂船長にモセヨ）にして之の頑陋なる諺を墨守す。奇と云ふへし。

廿日曇天 本日も波高しとて出帆の模様なし。午後武富（タケトシ）の岸に於て渡慶次の死軀を挙げ石垣島旧在番役の墓所に

葬ると云ふ。

廿一日曇天 風少しく和き波濤稍々穏かなり。巡廻官吏及び巡查等八九名上船す。午後十一時蒸氣の炉火を容れ出帆の用意を為す。夜に入りて風波益々穏静なり。

廿二日曇天 午前第一時解纜す。八重山島と多良摩島の間波浪稍高し。曉天多良摩沖を過り午後四時半宮古島の湾に入る。同船のもの多分即時に上陸す。余ハ次日上陸の積り午後十時頃より風生し波高し。

廿三日曇天 午前零時過より風波頗る増劇し微雨あり。曉天雨止めとも波濤暴らして小船の往来危険なるを以て本日ハ上陸を扣たり。

廿四日晴 波濤少しく穏静に至るを以て前九時上陸して番所に至り流行病の調査なす。然れども全く整頓せず。依て死亡表等の編製ハ岡部氏(同氏ハ流行病に関する事務を担任すと云ふ)に依頼し午後七時頃帰艦す。

廿五日晴 海上終日平穏なり。本日虎列刺病予防法の概略(土人の解り易きを主とす)を編製す(当地ハ虎烈刺病の流行頗る盛んなりしを以て之を土人に与ひ來歲の流行を防禦せんと欲する)。

廿六日 早朝ハ海上穏静なりしが午前第十時頃より満天雲を起し微雨雷鳴あり。然れども暫時にて晴る。今朝八時頃上陸して編する處の虎列刺予防概略を当島の頭役に与ひ猶其法方を説明せんとす。然るに当地の頭役ハ極老にして呼出ことハ六ヶ敷よし為止むことを得す石井氏(番在官中の高等)に托し後日都合次第渡し呉れんことを依頼す。柴波多氏(番所詰医官)治療の虎列刺病患者表消費薬品表及び岡部氏担任の虎列刺病死亡表等屢々催促したれども未た出来せず。土人のゲツグツ然たるにハ殆どあぎれたれとも随分土人に譲らざるゲツ先生なきにしもあらざるか如し。余輩等当島解纜後再び茲に達する迄風波に支障せられ殆ど二十日を費やせり。然るに此十数日間番所詰の

人々ハ何の差支たりしにや県庁え呈すへき貢納の調査を始め諸々他の調書類未た全済せしもの無き模様なり。全体本日ハ午後快晴にて海上も穏静なる故余ハ同夜の出帆を希望し其旨を巡廻官吏員に告げしに皆同意なりしが在番所にて県庁へ呈出すへき調書類の完全せざると旧役員等改任の辞令書ハ受けたれとも彼等眞実に新政府の為に勉強するや否やも推測すへからざる故、宜野山真栄里の両氏を以て今一応説諭を加へ真心より新政令に服従せしや否やを得と取糺し度と（誠にはや御念の入たるに候。此様子にて）（ハ宮古全島の御支配は如何有るへきや）の二件を以て石井岡部の両氏より巡廻官吏に出帆の延期を乞ひしよしなり。依て余か希望ハ水泡に属し空しく本艦に帰る。

本日水夫等大豚一頭（百斤程）を買ふ。其価を問ふに塩四俵と交換せりと云ふ（銭に当る）。那霸の相場に比すれば大に廉なりと云ふ（那霸にてハ百斤内外の）。南部諸島ハ通貨なふして衣食什具悉皆物品と交換する習慣なり（不自由故に物品に定価なきが如し。然れども土地に産するものハ此の豚と一般にて總て廉なり。余か聞く處の一ニを挙れハ牛一頭（二歳の者）塩四五俵換乗馬一疋（頗る上等）茶二俵半より三俵位（薩摩製のばん茶にして一俵につき二円より三円二三十銭位なり）鶲一羽（二斤の）白米二升換位なり（八重山島も大同小異なれども彼のにハ政府より下附する物価制限表なるものありてもし之限を踰へて物品を販売するものあれば罰を受くる法なりしこと云ふ其制限表を見るに米穀發布より人參牛蒡に至る迄大小刺す處なく物価の制限を立て二三官始め諸役人の捺印せしも）。

廿七日曇天 夜來風浪烈しく細雨あり艦体動搖して机上字を写すこと甚た困難なり。

当地の在番所警察処及び巡廻官吏等過日來日数を誤り。去る廿二日着艦の日を廿三日とし本日を廿八日とせり。奇と云ふべし。管下の人民え達しを為すも數十日以來此誤りの日を用しなるへし。然れども土人ハ支那暦を用ふる故更に之を意とせざるなり。余きのう上陸のとき其誤りなるを告げたれとも更に信せざる様子なり。

廿八日曇天 風未だ止ます。午後巡廻諸子より御用済のよし報知あり。

廿九日曇天 巡廻諸員巡査及び川路平馬（当所在番官なり病）并びに他の便船人等上船す。午後第一時出帆せり。然るに風波烈しくして遠行する能ハス。僅か四五里にして再び宮古島の湾に帰る。午後四時半なり。広瀬川路及巡查四五名上直に上陸す。

三十日曇天 風未だ止ます。午後暫時降雨晩に向て風益々烈し。本日宜野山も上陸す。

三十一日 夜來風烈しくして激浪前日の比に非す。午後ハ墨雲天に満ち十時頃細雨。

十一月一日曇天 折々細雨。風波漸々増劇す。午飯後齊藤武富の両氏上陸す。近日にハ出帆の日途なきを以てなり。

永々の滞船にハ殆ど倦ミ果てたり。全体今回巡廻の日数は永くも二十五日を出てさる見込ミなりし故、艦内にハ漸次欠乏品多く船中のものハ数日前より八重山米のミを喫し菜ハいつも東瓜の味噌汁同し品の糠漬又同品の酢のもの等のミにて他の蔬菜及び肉類等を以て賄ふこと甚た稀れなり。右の八重山島の米ハ赤米甚た多くして養分少く麦飯を喫するか如し。此の悪米を洗ふに海水を用ふる故（真水の貯減少セ）其味を変悪して猶更口に適せず。余ハ那霸出港の折酒玉子カン詰肉漬物等いざゝか持籠ミたれとも是れらも悉く尽き果てにたり。依て齊藤等上陸の折泡盛（泡盛に比すべきものに非ズ）と鶏卵を送り呉れんことを依頼せり。

二日曇天 雨晴れて折々青天を見る。然れども風波ハ前日より烈し。

三日曇天 前宵より徹夜烈風船体の動搖甚たし。曉天より風稍々穩かにして折々日輪を見る。今朝船長に出帆の号を促し且つ土人に聞く處を告げ（此島の人の説に依れば當節より来三月に至るの際ハ日々曇天にして北風跡を絶つこと）若し該風（ナギ）屈て好天氣に至るを待たハ來三月に至らされハ出帆する能ハざるへしと。船長曰ふ決てかゝる憂へなし。漸々風も穩か

になるべき模様なれハ一両日の中にハ出帆するを得べしと。然れども余ガ見る処にてハ近く好天氣を得べき模様なし。總て船長の論説行為ハ甚た因循にして余か意と異ること多けれとも船の事ハ余輩俗人の詳知せざる処なれハ敢て嘴を容る、能ハす。概して船長の意に随ふの外なし。此場に坂本氏も居りたれも更に滞船の遷延等ハ意に介せざるもの、如く、啻に黙々たるのみ。本日ハ天長節なるを以て夜に入り船長より泡盛と地豆(南京)を出たせり(ミ)（上等室）。

四日曇天 風波悪しくして出帆の目的なきガ故に終日睡眠せり。

五日曇天 午前四時頃覚めて眠ること能ハす、依て甲板上を散歩し殆ど二時余りして漸く夜明けたり。此日ハ船長も早起して上陸せり。水夫等曰く、今日ハ出帆のよしにて故船長(七月航海中虎烈刺病にて死亡し此地に葬りしなり)の墓參の為め上陸せなりと。然る本日ハ満天雲多くして風も亦烈しく過日(廿九日)途中より戻りたる時よりハ天色一層悪し。依而水夫等に戯れて若し本日解纜せハ又々途中より戻るなるべしと。午前十時二十分巡廻諸員及び便船人等悉皆乗船同十時二十分抜錨す。数時間ハ案外波濤も劇甚ならざりしガ午後四時頃より波浪追々高く天色甚た悪し、同六時頃より風濤頻りに増劇し七時頃より六日午前四時過まで殆ど九時余間怒濤艦体を衝激して動搖間断あることなく天に至らん心地すれハ忽ち奈落に落しが如く正に覆没せんとすること幾十回なるを知らす。又大波の甲板に及ぶものハ突出する室房及諸々物品に激して更に怒濤を起し其危険なる景況ハ拙筆の模写する能ハざる処なり。船を湾内に入れて艦体静止する後と雖とも当時の景況を想像すれハ肌肉栗起して戰慄を発せんとす。

六日 午前三時到底前進の目的なきを以て示針を南方に転す。然れども唯逆浪の衝激少しく減ずるを覺ふるのみ。午前七時水煙有無の中に宮古島を見る。茲に至りて激浪少しく減却せり。宮古島を距ること六七里許の所に達す

る頃ハ艦体の動搖も著しく減退し衆人始めて虎口を脱するの思ひを為せり。十一時五十分再び宮古島湾に投錨す。巡廻吏員巡査并に他の便船人等過半上陸し室内に残る者ハ余啻老人のみ。本日ハ終日風波荒くして黒雲天を覆へは天を見る能ハす。又時々降雨あり。午後船長と昨日來の困難を物語りしに船長ハ貳十年来多く船中にのみ眠食せしも未だ曾て如此き困難に逢ことなしと云へり。

七日八日曇天 両日とも風波穏静ならず。昨日來船中の人員大に減少して徒然に堪へず。

九日 午前第二時頃より波浪高く時々細雨あり。曉天雨やむと雖も満天墨汁を流すが如し。同八時過ぎより暴雨盆を傾ぐると一般なり。午後ハ降雨稍減少すれども風浪益々劇甚にして船体動搖し歩する甚た困めり。午後五時錨壺箇を増し投す（二箇と）。激浪船を移動するを以てなり。爾後風浪漸々強烈船中の諸物品艦体に結締せざるものハ悉皆転倒するに至る。夜に入り風益々烈しく小山の如き怒濤艦体を衝激し其響恰も迅雷の落かゝるか如し。又激浪車輪を突へておのづから器械の運転を起すを以て暗礁に押し掛けられんことを恐れ炉火の用意をなして蒸氣を貯へたり。

十日（暁天時々  
雨降る） 前日より烈風間断なし。午前七時頃に至りて波濤稍々穏静に至らんとす。同八時過ぎ炉の火を消熄す。午後より波濤漸々減少すれども夜半に至るも未だ全く鎮静せず。昨今の嵐ハ過日（日五）に比すれハ更に劇烈なりしか如し。唯瀬戸内の碇泊なるを以て大洋中を航進せし時に較ふれハ稍々輕緩なるを覺ふるのみ。本日海水の大に混濁するを見ても過日（海水の濁り  
しを見す）の嵐より烈しかりしを知るに足れり。

十一日 晴天なれども黒雲四辺に凝て散せず。北風ハ猶依然たり。午後長瀬氏（此船の会計方也）上陸につき石井氏（官在番）より紙、茶、煙草、マッチ等の譲り受けを依頼す。

十二日晴 四辺の凝雲時々散乱して天日を覆ふ。午後漸く風凧き黄昏後より波浪甚た平穏なり。暮頃長瀬氏帰艦石井氏より譲り受し諸品を携へ来れり。

去る九日の夜（嵐の夜）沖縄船の八重山島へ向け遠航せしもの此島の（宮古島）東海岸に於て暗礁の為めに破壊し六十余人の乗客一時ハ悉く沈没せり。本日迄に救ひ上し者もあり、死体の海岸に打ち上げられしものも有れとも、未た死生分明ならざるもの四十余人なりと。豈に酸鼻の至りならずや。此の救助せられしものの嘶に県令ハ先般出京せり。支那との葛藤弥々切迫なる故上京せられしならんと。沖縄にてハ専らの風説なりと。右ハ長瀬氏のきのう陸上にて聞き得たる風聞なれとも甚た信し難し。多分土人を煽動せんか為めに狡黠人の釀せし風説なるへし。午後十一時寝に入る。時に上天の星ハ宛も撒布するか如し。然れども北風猶を烈しうして四辺の凝雲ハ少しも散せず。

十三日 午前三時頃より満天雲を生すれとも曉に至て晴れ近頃に稀れる好天氣なり。風は依然として其向き（北風）をかへされとも甚た緩にして波浪平穏なり。正午寒暖計（華氏）七十八度。午後陸上の巡回吏員より出帆の督促あり。船長より明日解纜の旨を答ふと云ふ。

十四日（清曆十月一日に當る） 午前第一時前より天曇り風生す。曉に至るも天氣依然たり。同第九時船長來たりて去る九日の溺死人未だ全く発現せず。就きてハ本日の出帆ハ甚た危険なりとて例の如く愚痴（近海に溺死人あれハ悉皆其死体を發するものなりとのお説法毎度）をならべ立て、本日出帆延引の旨を述ぶ。依て種々の説明を為し可及的出帆を急くへき旨を諭し又陸上の巡回吏員へ一書を送り諸子よりも船長を呼び出し出帆の督促をなすへき旨を告ぐ。午後第一時巡回諸子より船長に上陸を乞ふ。船長直に上陸す。余らも鬱散の為め上陸すへき旨云へおこしたれども波浪高きを

以て断りたり。夜に入風凪き満天星明かなり。過日來波浪の平穏なる時にハ日々水夫等と釣魚を為して徒然を慰めたり。余カ今夕釣り挙けたる鯥ハ甚た大なるものにて内地にてハ未た曾て見ざるところなり（して頗る肥大なり）。此の船にて過日來獵獲せしものハ瀬堅魚（大小形狀内地の暗赤色にして脊に細長なる藍青）、鯥、鱈（シビ）、鮠（シラウヲ）（内地の鯥に似て紅色甚薄く頭稍々大なり鯥に比す）、ガツン（内地の諸鰈（モロアジ）に彷彿たり此魚を尤多く獲せり七八人の水夫にて一日に千余尾）小鯥等なり。尤も不潔と云ふべきものハ船摺（フナズリ）と唱ふる魚なり（内地の棒鰈に似て表皮ハなめら）。投錨して船体静止すれハ常に船の周囲に遊泳し多量の人糞を喰ひ腹肚便々として尿糞満腔に充盈す。土人ハ之を食料と為して更に異しむ色なし。

十五日 午前零時より満天白雲を生すれとも風なうして、浮雲の移動するを見す。早起（午前五時）船長に出帆を促す。次て水夫等皆起き出でたり。艦内の掃除終りて前六時三十分蒸氣の炉火を入れ其他拔錨の用意畧々整へり。依てバッテーラ及びテンマ等にて陸より乗船人を迎ふ。今朝も曇天なれども風静にして浪穏かなり。船客追々乗船午前第十一時纜を解き艦を発す。白雲漸々消散して午後の天気ハ八重山出帆（二月廿）以来の好晴なり。夜半頃風向少しく悪しく暫にして平穏。

十六日 午前第二時より少しく浮雲を生すれとも前九時頃より快晴同十時久米島に着艦直に上陸して番所に到る。暫時休息仮番所（番所を距る二丁余）に転宿す。

十七日快晴 昨日來当地物産の紬布（鹿児島県下大島に産するものと大同小異）を持來る土人陸続絶へす。価ハ大抵二三円より四五円位なり。同居人等何を為す目的なるや此紬布数十反を購入せり。此地ハ那霸に接近するを以て銅貨流通し前の諸島に比すれば稍々便利なるか如し。又此地ハ古來養蚕を為す（養法甚拙劣且多にハ）を以て旧政府の掟にて桑樹を伐る者あ

れハ其樹の大小に応して過代米を徵收せりと。故に頗る老樹多く所々に驚異すへき大樹を見る。余か得る所の額面（其面に書画せしもの俗之あり余か得たるものも此額面となすへきものなり）ハ經り式尺三寸余なれとも農家に繁茂するものを見るに之より頗る老大なるものあり。余輩等其樹葉を見てハ決して桑樹とハ思ハれす（桑の大なるものも徑り寸余に過ぎず總て何葉小なるを）。午後六時三十分上船す。当所在番官柳川氏（栄）も本県へ上申の件ありて同船す。今夕ハ波浪甚た穏静にして海面恰も鏡の如し。

十八日晴 午前第二時解纜す。波浪甚た穏静なり。本日は粟国<sup>アグク</sup>、渡那機<sup>トナキ</sup>（置県後未た音）の二島にも巡廻すへき積りなりしか此二島ハ汽船の近寄る能ハざるよし故直に那霸に帰航す。午前第九時髪髪として本島（沖）を認む。衆皆な喜悦の色あり。同十一時着港直に出店。令書記官に帰航の趣を述べ、それより伊藤氏（巡廻前一二回寄留せし）を訪ふ。主人不在なれども妻君饗するに日本酒を以てす（日本の酒を見さ）。其味の美忘れかたし。今回ハ脇屋氏にて待受け呉れたり。依て同家え寄宿滞留す。着後聞く処に依れハ両三日前黄龍丸（三菱の郵便船）着港のところ大有丸（余輩乗組巡廻せし県庁）意外の延着故明日ハ迎ひのため崎島え向け出帆の筈なりと（伊藤川井等）。然れども余等本日着艦に付明夕内地え向け出帆の都合になりたり。

十九日快晴 出帆の黄龍丸に托し衛生局長及び自宅え巡廻済の上那霸港に帰着のよしを報道す。午後医局へ出頭す。当地ハ今以て浴衣にて適宜の時候なり。

廿日晴 午前出席巡廻中見聞せし模様及び取計ひし諸件を令書記官に述べ又医局え出頭。午後三時過広瀬綱次郎の止宿（下宿やど）<sup>（金田うち）</sup>を訪ぶ。折節内田氏（<sup>（驗疫係りの九）</sup><sub>（等警部なり）</sub>）も茲に同宿せり。共に談飲数刻の後帰途川井氏を訪へ午後十一時帰寓す。

廿一日曇天 午前十時より伊藤氏にて荷物の詰替を為し巡廻中境野氏より借用の柳こりを謝儀を添へて同氏返却す。伊藤氏にて午飯を喫し帰寓す。夕刻伊藤氏來り話す。その後脇屋氏と共に伊奈氏を訪へ、十一時頃寓に帰る。廿二日曇天 本日東園に(崎山村に在り其幅員畧々識名に同じ高丘海に面して頗る絶景の地なり)と又鹿児島旧藩主より遺る處の双老鶴を養ひはなはた人に馴ると云ふ遊ハんことを約す。天氣悪しくして約を果さず。

廿三日雨 午後一時頃間山氏來訪。暮頃より近隣の割烹店に往飲す(脇屋、伊奈、境野、中野、間山鹿児島商人清之丞、佐久之丞)此割烹店ハ鹿児島人内地より芸妓二三人を迎ひ近頃開せしものなり。

廿四廿五日 昨今ハ降雨間断なし。本日ハ殊に強し。

廿六日曇天時々細雨

廿七日晴 本日又々識名村に遊ぶ。同遊ハ大抵前と同し。

廿八日晴 医局詰織田氏(医師十四等出仕)に請待せらる。不所勞に依て行能ハす。

廿九日晴 記すへき事有なし。

卅日晴 県令書記官の請待に依て正午より医局の広間に別離の宴を開き、脇屋氏を始め医局詰一同来会し獻酬数刻各尽醉。本日ハ県官等數名西村に於て打球の執行を為す。土人の之を見るもの群集して立錐の地なし。余輩も酒宴の終りし後県令書記官と共に警察所の石壙の上に於て之を見る。当地の馬ハ其形甚小なるを以て覗弄するにハ至て適宜なり。然れども飼料不良なるを以て力弱くして労れ易し。

十二月一日曇天 午後暫時細雨。本日ハ出張以来懇意にせし人々寓居脇屋氏の宅に集合し(伊藤川井伊奈長野松坂本織田医員) 間山(軍岡医達) 其他三四名なり)余が為めに離別の宴を設け芸妓三名(内地人)ジョリ七八名(娼妓也)を迎へ和琉の歌舞の饗応あり。

頗る雅宴なり。其歌妓(人土)ハ五十有余にして舞妓(人土)は八九歳より十七八歳なるべし。鳴り物ハ蛇皮線、琴、大鼓等なり。其歌舞詳解すへからざるもの多しと雖とも舞様甚た古雅(能狂言に類す)にして一概に蔑視すへからざるもの如し。衆皆な十二分の興を尽し十一時過退散す。

二日(朝雨夕曇) 本日大有丸出帆につき(坂所修繕の為大に出てる也)之に搭し帰京の積りなりしか雨天につき出帆延引す。  
 三日晴 午前第九時前大有丸出帆す。元来九時出帆の筈故時刻を計りドンド(海岸)に至れハ既に川口を出てたり。依て小舟を雇うて一里余り追ふたれとも遂に及ハす。止むを得ず再び脇屋氏の宅え帰り寓す。実に出戻り嫁の如き心地にて氣の毒なること限りなし。然とも同氏ハ勿論妻奴に至る迄少しも倦厭の色なし。夕刻長野伊奈來飲す。例の如く不満の説話多し。

四日 夜半より曇天明け方より雨。

五日より九日迄晴雨相半す。別に記すへき事項なし。

十日晴 午前第十時黄龍丸入港自宅及林氏(弁通)より来状。

十一日晴 種々の事情ありて脇屋氏帰省の事に決す。

十二日 脇屋氏親対面の願書を本庁に進達す。

十三日晴 夕刻送別の為め伊藤氏へ招かる。脇屋伊奈川井境野長野等集合す。今夜胡瓜もみを喫す。真に珍物なり。其の庖丁せざるものを見るに内地にて胡瓜の盛りにも多く見ざる大瓜なり。

十四日晴 朝来送別の酒客絶へ間なく殆ど困却せり。午後荷物を(塗り物入箱糸大皿頭りの蘇鉄等なり)三ツ菱会社へ託す。暮後より伊藤川井等数名來りて種々脇屋氏と談判の件々あり。午後十一時五十分乗艦す。脇屋氏ハ少しく後れたり。塩谷

清之丞（鹿児島商人にて）魚住源藏も同艦なり。

十五日晴 波浪甚た穏静午前第七時抜錨。

十六日晴 午前第十時大島名瀬港に着直に上陸坂本サキカナ（八月遠藤伊藤等と共に投宿せし家也）の宅に投宿す。当所ハ三ヶ月前人家過半類焼し此の家も仮小屋にて甚た狭溢なる破屋に四人（塩谷魚住）合宿故実に難渋なりき。

十七日晴 明朝出帆の筈につき午後五時過乗艦。

十八日快晴 午前第八時抜錨波浪稍々高し。夕刻より七島洋にかかる。船体少しく蕩揺す。

十九日快晴 夜中七島洋を経昧爽口の永良部と屋久島の間を過ぎ午前八時三十分鹿児島湾に入る。直に上陸塩谷清之丞方へ投宿す。午飯後脇屋氏と共に魚住氏を訪ぶ。同氏の先導にて西郷氏以下の墓地を一覧す。此の地ハ桜島に面する高丘にして鹿児島湾及其市街ハ目下瞭然風景頗る愛すへし。墓の正面に西郷氏の碑を安置し桐野村田等の碑を其左右に配列す。西郷氏の碑ハ最も大ひなるものなれも律派なるハ桐野氏の碑を第一とす。方今拝殿の建設中なれハ落成の後ハ一層の靈威を増すならん。帰途再び魚住氏え立寄種々饗應を受け午後九時過塩谷氏え帰り同十一時過氣船に上る。

廿日晴 午前第五時三十分解纏。終日波濤稍高し。

廿一日晴 海上平穩午後十一時神戸に入港。直に上陸海岸通り三丁目後藤勝造え投宿す。脇屋、塩谷、大坪も（塩谷の社員）薩人なり同宿す。

同廿二日曇天 午前十一時塩谷大坪と共に大坂に赴き彼等の支店にて午飯を喫し、其後市街を徘徊し午後第五時汽車に搭して神戸に帰る。

廿三日晴 明日黃龍丸沖繩へ向け出帆のよしにつき伊藤等に贈るへき酒樽を三菱社に託す。

廿四日晴 午前より脇屋と共に市街を逍遙し午後帰寓す。当所ハ余か曾て通行せし（明治六年十二月）時に比すれハ戸數人員の増殖して市街の清潔になりしにハ驚きたり。本日社寮丸に搭し午後第九時同港を出帆す。海上至極平穏なり。

廿五日晴 午後五時頃迄ハ海上平穏なりしガ夫より漸々波濤劇烈となり、夜に入り名にあふ遠州洋に達する頃より波濤益々増劇し可なり大なる船なれとも蕩搖甚たくして、艦内の物品転倒するもの多し。

廿六日（曇天） 午前三時頃帆布を簾の如く吹破り又用ふへからざるに至り、日出後風少しく緩なりしガ正午頃より風濤又々増劇し怒濤船上を越へて甲板上に登ること能す。昨日來の激浪に妨げられ着艦大に遅延す。午後第六時漸く横浜に入港す。港内も風波高くして上陸の際大に困難せり。旅宿ハ弁天通武丁目福井忠右之丞方なり。

廿七日晴 余輩等ハ旅中なれハ年末の心地もせされと市中の状況ハいかにも忙ハしき模様なり。早朝脇屋氏の弟松尾某來り訪ぶ。午前第十時汽車に塔して帰京す。脇屋氏の居所本芝なるを以て同氏と品川停車場に於て分袖す。本日新橋停車場に於て遠藤達氏に邂逅し別後の無恙を祝し又帰京届等の計へ向を問ひなどして余ハ家に帰り同氏ハ横浜に行けり。午後衛生局長長（長與専斎）を訪ぶ。折節不在なり。

廿八日晴 早朝長與氏を訪ぶ。在宿にて面会。出張中見聞施行せし件々を述べ帰途内務省に至り衛生局當直に帰京のよしを告げ諸省休暇の際に付局長にも述べ至たれハ表面の届ハ明年差出すへき旨を述べて退局す。

廿九日晴 廿日 晴 前々日局長に約し至し故脇屋同道にて長與氏を訪へしに折節風邪の趣にて面会を得す。依て同氏と（脇屋）共に深川の遠藤氏を尋ね夕刻帰宅す。

廿一日晴 突然歳暮になりし心地にて俗事甚多端なり。

十三年第一月一日晴 午前第十時例歳の如く旧主邸（丹羽藩）え参賀酒肴を賜ふ。午後第二時帰宅。旧冬帰京の際感冒し（寒暖の俄変にて帰京後たるまち風邪に冒されたり）日々気分悪し。本日ハ殊に難渋なり。依而帰宅後直に臥床に入る。

二日晴 旧二大区開業医副会長及び幹事幹事補等芝口松金楼へ集会し新年の賀宴を開く。帰途脇屋氏を訪へ明日長與氏へ同行の約を為して帰宅す。

三日晴 昨日約せし如く脇屋氏と共に衛生局長を訪ぶ。未だ床中にあるよしにて面会するを得ず。夫より石黒三浦の両医正を訪へしに何れも不在なり。

四日晴 午後帰京届の為め内務省え出頭の處本日政始につき諸員十二時限りにて退省せりと云ふ。

五日（曜日） 新年宴会に付諸省休暇。

六日晴 午前第十時出省。帰京届復命書及び他の須要なる書類を衛生局に呈す。

七日晴 宅に於て新年の宴を開く。会するものハ瀧松山、金澤新宮北島脇屋村田等なり。外に約三四名午後十一時過諸人解散す。

八日晴 内務省御用係り解免の願書を内務卿に進呈す（瀧氏に依託す）。

九日晴 内務省へ出頭の處願の通御用係りを免せらる。又島田内務少書記官より出張中見聞施行せし諸件につき見□あらハ意見書を差出すへき旨の口達あり。後日二三の意見を筆し之を衛生局長に呈し全く此行の局を終ふ。

## 註

- (1) 土屋寛信の本紀行は、題義に「琉球記行 全」、封面には「沖縄記行」とある。明治政府は「琉球」という呼称を嫌がり、県名を「沖縄」としていたので、名称が「琉球」か「沖縄」という点それ自体興味深いテーマだが、(1)では発掘し紹介した深瀬泰旦論文の用いた「琉球紀行」とした。
- (2) コレラは「代表的な経口感染症の一つで、コレラ菌 (*Vibrio cholerae* O1 および O139 のややコレラ毒素産生性の菌) で汚染された水や食物を摂取することによって感染する」(国立感染症研究所、<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/cholerae/392encyclopedia/402-cholera-intro.html>)。日本のコレラ史については山本俊一『日本コレラ史』(東京大学出版社会、一九八一年)、また一八七九(明治十二)年の事例は四十六頁以下。感染症と近代の問題は、内海孝『感染症の近代史』(山川出版社、二〇一六年)を参照。政府は各種の法令を定めるほか、内務省社寺局衛生局編輯『虎列刺予防論解 完』(内務省社寺局、一八八〇年)などで一般向けに予防法などの啓蒙も行った。
- (3) 深瀬泰旦、真柳誠『明治二年沖縄県のコレラ流行 土屋寛信の「琉球紀行」から』(『日本医史学雑誌』四十四巻一号、一九九八年)、深瀬泰旦『公文録』による土屋寛信の沖縄派遣』(『日本医史学雑誌』第四十五巻第一号)、深瀬泰旦「明治二年沖縄県のコレラ流行と土屋寛信」(『日本医史学雑誌』第四十五巻第三号、一九九九年)。前田勇樹「沖縄初期県政に関する政治社会史的研究—華族県令と『旧慣』政策を中心にして」(二〇一九年)百四十一頁以下。
- (4) 同時期の沖縄を伝える日記・日誌などには原忠順の「原忠順日記」(琉球大学付属図書館・原文庫)、沖縄県令を務めた鍋島直彬の資料『祐徳神社沖縄関係鍋島文書』(那覇市歴史博物館蔵)、巡查として「琉球処分」に参加した岡規「琉球出張日誌」(『琉球所属問題資料集』二卷、本邦書籍、一九八〇年)などがある。
- (5) 「土屋資料」には、土屋が自身の歩みなどを書いた『五十年之夢』も含まれている。真柳誠氏の協力を得て、土屋の直系子孫に確認したが、現在原本の所在は不明だという。
- (6) 前掲・深瀬「明治二年沖縄県のコレラ流行と土屋寛信」。JACAR(アバニア歴史資料センター) Ref. C14110801900、歩兵第1連隊歴誌

付録 3／3 明治7・2・24～32・12・27 (防衛省防衛研究所)」、C14110801900・C10071887100・C10101291300° 石戸頼一編著『大日本医西家實傳』(石戸頼一、明治二十六年)。

(7) 前掲『原日記』の一八七九(明治十二)七月二十六日。鍋島直彬(一八四三～一九一五)は旧鹿島藩主で沖縄県令として一八七九(明治十二)年五月着任。原忠順(一八三四～一八九四)は旧鹿島藩家老で、鍋島に従つて赴任し少・大書記官として沖縄県で働いた(『鹿島の人事物誌』鹿島市、一九八七年)参照。

(8) 「鍋島沖縄県令が危篤」『朝日新聞(大阪)』一八七九年(明治十二)年九月三日)。「王代記」には「光緒五年七月九日卒ス享年一四玉室ト号ス宝口ノ墓ニ葬ル」とある。『東恩納寛惇全集2』(四百三十七頁)では八月二十五日。「(旧琉球王夫人コレラで死去)」『朝日新聞(大阪)』一八七九(明治十二)年九月三九日。『読売新聞』一八七九(明治一二)年九月五日)。新聞記事の引用の際はルビなどを省略し、句読点を付した。県の動きを伝える記事は『朝日新聞(大阪)』一八七九(明治十二)年八月三十一日。

(9) 松田道之「琉球処分」(上巻、中巻、下巻)は、横山学編『琉球所属問題関係資料』六・七巻(本邦書籍、一九八〇年)などに収録。遠藤達「琉球処分提綱」は伊藤博文公編『雑纂 其參』(秘書類纂刊行会、一九三五年)などに収録。

(10) 土屋は『琉球紀行』で「氏は琉球藩処分の節松田君と共に同藩に出張せし人にして余が兼日兄事する所のものなり」と書いている(八月十三日)。帰京後直ちに遠藤達と会っている。遠藤はその後、大阪府少書記官や大書記官となつた。「大阪府知事建野郷三代理」として「大阪府少書記官遠藤達」の名前のある書類も残る。「大阪府知事代理 熱章押受証進達」[JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C09121790300]、「十六年度地方聯合共進会褒賞金ヲ別途二ド付ス」[JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A15110601200]。

(11) 『日本郵船歴史博物館』(日本郵船株式会社、一〇〇五年)参照。前掲・岡規「琉球出張日誌」では八月二十九日に黄龍丸が入港である。遠藤は九月六日に黄龍丸で那覇港から出航。

(12) 「内務省人事 判事・警部など二三人、出張交代のため琉球へ」『読売新聞』一八七七(明治十)年九月二七日。

(13) 内務省の長野範亮はか二人が琉球藩在勤を命じられる(『読売新聞』一八七八(明治十二)年三月三十一日)。川邊雄大編『浄土真宗と近代日本』(勉誠出版、一〇一六年)四百三十三頁。土屋自身が「遠藤氏となるを以て県官(伊藤、川井、長野、境野、伊奈、等なり)もねん」)

- ろに周施し不自由」していないと書いている。(八月二十九日)。内務卿は一八八〇(明治十三)年一月十七日、「沖縄県治更治ノ際尽力勧功ノ属官警部等へ賞与」を求め、伊藤忠雄、河井淡、境野大吉、伊奈訓、長野範亮、脇屋端の六人には最高額の金八十円を求めていた。(沖縄県史 12) 国書刊行会、一九八九年、三百八十八頁)。
- (14) 脇屋端は一八七九(明治一二)年に陸軍省と内務省兼務となり、沖縄に派遣された。そして、六月には沖縄県御用掛とった。「在琉球軍医補兼当省御用掛脇屋端兼沖縄県御用掛け採用の儀」「ACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C091205942007 明治12年從4月至6月 諸省4(防衛省防衛研究所)」。脇屋は一八八〇(明治十三)年五月二十七日、沖縄県御用掛けの被免の上申が認められている。「陸軍軍医補脇屋端沖縄県御用掛け免ノ件」(前掲『沖縄県史 12』、四百八十一頁)。金城清松によれば、一八七八(明治十一)年内務省出張所医局が設けられ脇屋端が兼務、出張所医局は置県後の一八七八(明治十二)年七月県に繼承され、沖縄県医局となつた。脇屋は医局長兼衛生課長となつた。(琉球医学史概説) (『東女医大誌』第三十三卷十一号、一九六三年、五百九十二—六百一頁)。脇屋端について土屋は「脇屋氏ハ旧幕人ニシテ維新ノ際榎本武揚氏に隨従シテ箱田二行キシ人ナリ當時陸軍々医試補ニシテ那霸病院ノ嘱託医なり」(前掲・土屋『五十年之夢』)。
- (15) 前掲・土屋『五十年之夢』)。
- (16) 後田多敦「『琉球处分』の再検討—『琉球藩处分』の理由と命令の構造—」(『沖縄キリスト教学院大学論集』沖縄キリスト教学院大学、二〇一一年)。
- (17) 前掲・松田「琉球处分」。置県後の沖縄県の統治機構については、菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(お茶の水書房、一九九三年)三百十七頁以下参照。
- (18) 東喜望校注、笠森儀助著『南島探驗 2』(平凡社、一九八七年)百三十六頁。笠森は明治二十六年九月十日、県庁に出向き「置県以来長官ノ転免ヲ調フ」たとして、歴代県令などを挙げ「明治十二年三月二十七日ヨリ同年五月十九日迄 在職二ヶ月 県令心得 木梨精一郎/同十二年五月十九日ヨリ道十四年五月十八日迄 在職一ヶ月 県令 鍋島直彬/ (以下略)」とする。
- (19) 前掲・『原日記』の六月二十二日。喜舎場朝賢『琉球見聞録 一名廢藩事件』(親泊朝撰、一九一四年)百七十九頁。後田多敦『救国と真世—琉球・沖縄・海邦の史誌』(琉球館、二〇一九年)六十頁以下。

- (20) 前掲・松田「琉球処分」二百六十四頁。
- (21) 久布白兼武『原応侯』(原忠一、一九三三年)二百二十七頁。前掲・喜舎場『琉球見聞録 一名廢藩事件』には置県後の琉球側の様子が記録されている。
- (22) 安室朝蕃は財務を担当する幹部でいわば大蔵大臣。親方は位階。伊江朝重はいわば次官。「鍋島直彬沖縄県令関係綴 一〇四」(祐徳神社沖縄関係鍋島文書)二巻、那覇市歴史博物館蔵)八月十八日の頃。前掲・久布白『原応侯』二百三十七頁。前掲・喜舎場『琉球見聞録 一名廢藩事件』百八十六頁。
- (23) 前掲・久布白『原応侯』二百四十二頁。前掲・喜舎場『琉球見聞録 一名廢藩事件』百九十九頁。
- (24) 前掲・久布白『原応侯』二百五十頁以下。『沖縄タイムス』(二〇二〇年二月二十七日)。
- (25) 後田多敦『天津の大王廟跡地調査報告』(非文字資料研究センター News Lett) 43号、神奈川大学非文字資料研究センター、二〇二〇年)。
- (26) 後田多敦『琉球救国運動―抗日の思想と行動』(出版舎Mugen、二〇一〇年)参照。
- (27) 『明治十二年虎列刺病流行紀事』(内務省衛生局)「本編」の第一章「虎列刺病流行景況ノ概略」以下参照。「付録」では沖縄県について詳述している(二十六頁以下)。『朝日新聞(大阪)』(一八八一(明治十三)年一月二十日)によれば、一八七九(明治十二)年一二月二十七日までの全国の患者総数は十六万八千三百十人、死亡者数は十万五千三百六十四人となっていた。横瀬夜雨編纂『明治初年の世相』(新潮社、一九二八年)一百五十二頁以下には、一八七九(明治十二)年の全国のコレラ騒動についての様子がまとめられている。
- (28) 『眞境名安興全集』第二巻(琉球新報社、一九三三年)七十一頁。前掲『明治十二年虎列刺病流行紀事』によれば、沖縄では名護間切宮里村で五月六日に発生し、患者数一万一千百九十六人、死者数は六百三十人。
- (29) 前掲・岡規『琉球出張日誌』(横山学編『琉球所屬問題関係資料』)。
- (30) 前掲・鍋島直彬沖縄県令関係綴 一〇四 八月十八日の項目。
- (31) 『朝日新聞(大阪)』一八七九(明治十二)年八月十九日。

- (32) 『朝日新聞（大阪）』一八七九（明治十二）年九月十九日。
- (33) 「沖縄県のコレラ避病院は那覇港の人家から離れた場所に新築する」『読売新聞』（一八七九年八月十七日）。土屋には一八八〇（明治十二）年八月十三日から翌年一月十日までの給与として五百五十円が支給された（『沖縄県虎列刺病臨検諸費下賜ノ件』（前掲『沖縄県史』12三百九十七頁以下）。前掲『明治十二年虎列刺病流行紀事』「付録」の三十三頁には「管内列刺病流行ノ為内務省ヨリ医員出張八月二十九日着県」とある。土屋のこと。
- (34) 『朝日新聞』一八七九（明治十二）年八月三十一日。
- (35) サンシー事件については、慶世村恒任『宮古史伝』復刻版（吉村玄得、一九七六年）など参照。平良市史編さん委員会『平良市史 第四巻 資料編2』（平良市役所、一九七八年）十頁以下に資料がまとめられている。「盟約書」による抵抗などについては我部政男『明治國家と沖縄』（三一書房、一九七九年）二百二十五頁以下。
- (36) 前掲・岡規『琉球出張日誌』八月二十七日。
- (37) 前掲・慶世村『宮古史伝』二百五十五頁。
- (38) 前掲・久布白『原応侯』二百四十六頁。
- (39) 前掲・久布白『原応侯』二百四十七頁。
- (40) 前掲『鍋島直彬沖縄県令関係綴』一四。
- (41) 『石垣市史叢書 日記抜（藏元日記）』（石垣市総務部市史編集室、一九九七年）十九、三十七頁。喜舎場英珣『新訂増補 八重山歴史』（国書刊行会、一九七五年）二百八十二頁。
- (42) 前掲『石垣市史叢書 日記抜（藏元日記）』二十九頁。土屋が訪れた際は、辞令書を受け取り抵抗から服従へ変わる節目だった。前掲・喜舎場『新訂増補 八重山歴史』二百八十二頁。
- (43) 渡慶次親雲上（朝康）の子孫の渡慶次朝裕さんは（大正十四年三月生まれ）は、祖父・朝宣（朝康の長男）から、朝康は那覇に戻る船が港から出るときに入水し自死したと聞いたという（朝裕さんからの聞き取り）。また、前掲・喜舎場『新訂増補 八重山歴史』二百八十二頁。高

良倉吉「近世八重山派遣使者在番年譜について」（『沖縄史料編集所紀要（5）』沖縄県沖縄史料編集所、一九八〇年）は渡慶次の死を十月十四日としている。

（44）前掲・内海『感染症の近代史』を参照。中馬充子「近代日本における警察的衛生行政と社会的排除に関する研究—違警罪即決と衛生取締事項を中心に—」（『人間科学論集』第六卷第二号、西南学院大学、二〇一一年）百四十五頁以下。